

会議録

平成 27 年第 2 回更別村議会定例会

- 1 開催年月日 平成 27 年 6 月 15 日
- 2 招集の場所 更別村役場 3 階議事堂
- 3 開会・開議 6 月 15 日 10 時 00 分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (8 名)
議 長 松橋昌和
副議長 本多芳宏
1 安村 敏博 2 太田 綱基 3 高木 修一
4 織田 忠司 5 上田 幸彦 6 村瀬 泰伸
- 6 地方自治法第 121 条の規定による説明員
村 長 西山 猛 副 村 長 森 稔宏
教 育 長 荻原 正 代 表 監 査 委 員 笠原幸宏
農 業 委 員 会 長 織田忠司 会 計 管 理 者 金曾隆雄
総 務 課 長 吉本正美 企 画 政 策 課 長 高橋祐二
産 業 課 長 本内秀明 住 民 生 活 課 長 宮永博和
建 設 水 道 課 長 佐藤成芳 保 健 福 祉 課 長 安部昭彦
診 療 所 事 務 長 佐藤敬貴 教 育 次 長 新関 保
農業委員会事務局長 小林浩二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 末田晃啓 書記 酒井智寛 小野山果菜
- 8 議事日程
日程第 1 会議録署名議員指名の件
日程第 2 議会運営委員長報告
日程第 3 報告第 2 号 平成 26 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
日程第 4 村政に関する一般質問
日程第 5 議員の派遣の件
日程第 6 閉会中の所管事務調査の件
- 9 会議録署名議員の指定
議長は会議録署名の指定に次の 2 名を指名した。
5 上田 幸彦 6 村瀬 泰伸

議 事 の 経 過

議 長	ただいまの出席議員は、8名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により議長において、3 番高木さん、4 番織田さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 議会運営委員会に付託をいたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長	高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第 2 回村議会定例会の追加提出案件に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 15 日午前 9 時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、会期に変更はなく、6 月 16 日までの 8 日間と認められました。以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。
議 長	日程第 3、報告第 2 号、平成 26 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業の報告の件を議題といたします。 報告の説明を求めます。
村 長	西山村長 報告第 2 号、平成 26 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 26 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告するものであります。次ページからは、事業の報告書でございますけれども、私の方からは概要をご報告申し上げ、報告書の内容につきましては、本内産業課長に補足説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。昨今の景気動向等、厳しい状況ではありますが、集客、収入の確保や経営の削減に努め、昨年度は純利益がありましたけれども、それを上回り、今年はずね 2,677 千円の当期純利益となったところであります。消費税アップから 1 年、物価の上昇も相まって、依然として本当に厳しい状況に変わりはありませんが、引き続きですね、経営努力と

議長
産業課長

ですね、景気の回復に期待しているところです。以上、私からの報告とさせていただきます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

本内産業課長

それでは、補足説明をさせていただきます。事業報告書の15ページをお開きください。まずカントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は313件で前年より66件の増、利用人数は1,930名で458名の増でございます。トレーラーハウスにつきましては、182件で23件の増、利用人数は706名で73名の増でございます。ミニコテージは317件で66件の増、利用人数は1,209名で263名の増でございます。テントサイトはキャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを併せまして700件で62件の減、利用人数は2,351名で293名の減でございます。フリーテントサイトの利用が伸びておりますが、キャンピングカーサイト、個別テントサイトでの利用が減少しております。全体の利用件数は1,512件で93件の増、利用人数は6,196名で501名の増となりました。道の駅のレジカウント数につきましては、60,759名で前年より8,336名の増となっております。続きまして損益計算についてですが、3ページをお開きください。道の駅部門、カントリーパーク部門を合算した産業振興公社全体の損益計算書でございます。各部門別の損益計算書は、9ページ、12ページにございますので、お目通しをいただきたいと思います。まず純売上高ですが、物産品売上高は44,928,490円となり、前年より4,658,856円の増でございます。内訳は、道の駅部門が4,674,683円の増、カントリーパーク部門が15,827円の減となっております。主な増加要因につきましては、道の駅部門でポテトチップスの新規取引の増加及び十勝スピードウェイで行われております太陽光パネル工事関係者の利用増加によるものでございます。宿泊施設収入は15,217,690円で、前年より1,587,140円の増です。こちらは全額カントリーパーク部門の売上となりますが、主にコテージ、ミニコテージの利用が伸びたことによるものです。食堂売上高は19,832,084円で、3,908,371円の増加です。こちらは全額、道の駅部門の売上となっております。主に十勝スピードウェイで行われている太陽光パネル工事関係者の利用増加によるものでございます。自販機売上高は2,906,294円で、355,212円の減となりました。こちらも全額、道の駅部門の売上でございますが、設置台数が1台減となったことによるものでございます。レンタル収入は1,085,300円で、119,450円の減でございます。こちらは全額カントリーパーク部門の売上です。施設管理収入は10,179,800円で、599,900円の増でございます。こちらは消費税率アップに係る指定管理委託料の増額分と、道の駅部門で受託しております北海道の駐車公園管理委託料が、委託単価の見直しにより増加したことによるものでございます。純売上高の合計は94,149,658円で、10,279,605円の増加です。増

加内訳は道の駅部門で 8,639,642 円、カントリーパーク部門で 1,639,963 円となっております。売上原価の総額は 42,592,744 円で、4,754,961 円の増加でございます。内訳は道の駅部門で 4,774,320 円の増加、カントリーパーク部門で 19,359 円の減少となっております。販売費及び一般管理費は 49,178,781 円で、3,213,382 円の増加です。増加内訳は道の駅で 2,249,290 円の増、カントリーパーク部門で 964,092 円の増となっております。4 ページをご覧ください。販売費及び一般管理費の内訳がございます。増減の大きかったものについてご説明いたします。まず従業員給与ですが 21,233,257 円で、753,251 円の増加。こちらは平成 24 年 10 月から実施しておりました基本給の削減を一部回復した他、日額パート職員の賃金の増加によるものです。従業員賞与は 2,141,216 円で、572,425 円の増。こちら手当削減措置の回復によるものでございます。租税公課費は 2,902,850 円で、1,239,648 円の増。こちらは消費税率引き上げに伴うものでございます。環境衛生費は 2,283,091 円で、373,617 円の増。こちらはカントリーパーク部門での芝刈り用トラクターの燃料費の増加及び冬期間の除雪経費の増加によるものでございます。3 ページにお戻りください。純売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は 2,378,133 円となり、前年より 2,311,262 円の増となりました。営業外収益、営業外費用を併せた経常利益は 2,857,546 円で 2,270,579 円の増、税引き後の当期純利益は前年より 2,270,579 円の増となり、全体では 2,677,546 円の黒字となりました。部門別では道の駅部門が前年より 1,584,309 円増加し 1,382,925 円のプラス、カントリーパーク部門が 686,270 円の増加となり 1,294,621 円のプラスとなっております。2 ページをお開きください。産業振興公社全体の貸借対照表でございます。各部門別の貸借対照表は 8 ページ、11 ページにございますので、お目通しをいただきたいと思います。資産の部ですが流動資産は 36,994,782 円で、1,405,738 円の増です。固定資産は 956,871 円で、513,950 円の減でございます。繰延資産はありませんので、資産の部合計は 37,951,653 円で、1,919,688 円の増加でございます。負債の部は流動負債が 4,078,182 円で、757,858 円の減でございます。純資産の部でございますが、5 ページの株主資本変動計算書をご覧ください。株主資本の前期末残高は資本金が 32,600,000 円、利益準備金が 97,800 円、その他利益剰余金がマイナス 1,501,875 円で、合計 31,195,925 円でしたが、当期純利益が 2,677,546 円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が 1,175,671 円となり、株主資本の当期末残高は 33,873,471 円となりました。2 ページにお戻りください。負債資本の部合計は 37,951,653 円で 1,919,688 円の増、自己資本比率につきましては 89.3%となりました。以上で、補足説明を終わります。

説明が終わりました。

	これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
7 番本多議員	7 番 本多さん 今年は先ほどの説明の中にありましたように、ソーラーの工事が入った中で、こういったプラスの利益が出たわけですが、それまでの中では2年ほど多分マイナスであったかと思います。そういった中で高規格ができた後からですね、車の流れも変わってマイナスになったんですけども、この工事は多分今年いっぱいでは終わると思うんです。そういった中で、来年以降この工事がなくなって、おそらく前の形に戻るかなというふうに思うんですけども、そういった中で会社としてどういった今後努力をしなければいけないかなという何か、意見がありましたらお聞かせください。
議長 産業課長	本内産業課長 ただ今のご質問でございますけれども、ご指摘のとおりですね、工事につきましては期限がございまして、こちらの方の利益が今回の黒字に大きく影響しているところでございます。ただですね、内訳の中では、細かい数字についてはいろいろございますけれども、ポテトチップス等のですね、主力商品の外販が伸びておりまして、こちらだけでも前年に比べまして 200 万円ほど増加している状況でございます。現在この主力商品を中心にですね、外販部門、会社の方にも取り組んでいただいております。またですね、新しく今年の4月から新規従業員としまして、以前地域おこし協力隊で活動していただきました渡邊孝明氏をですね、迎えていただきまして、彼を中心にですね、新しい道の駅ならではの特産品開発等にも検討していただいているところでございます。いずれにしても厳しい状況ではございますけれども、何らかの手法をですね、今後ともとりながらですね、経営の改善に努めていきたいというふうに考えております。
7 番本多議員	7 番 本多さん わかりました。それで今年は余剰金が出てるわけですが、この余剰金に対しましては、昨年のマイナス計上から差っ引いた中で 110 何万あるということですよ。その処分について、目的きちっとされていない、ただそのプラマイで残してあるだけなのか、今後のためにいろいろ積立するとか、そういったことはしないんでしょうか。
議長 産業課長	本内産業課長 今期の余剰金につきましては、先ほどご説明したとおりでございますけれども、過去にはですね、一度だけ株主配当を行った経過もございますが、ここまでのですね、厳しい経営状況等踏まえて、この剰余金につきましては引き続きですね、次期に繰越をしてまいりたいというふうに考えてございます。特に積立等の手法ではなくですね、状況を見ながらですね、この後の推移によりまして、また取扱いにつ

		いては考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。
議	長	他質疑ありませんか。
		よろしいですか。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第4、村政に関する一般質問を行います。
		順次発言を許します。
		3番 高木さん
3番高木議員		通告にしたがい、質問をさせていただきたいと思います。今回質問する内容につきましては、地方創生の取り組みについてということで、コミュニティの活性による創生の取り組みについてお伺いしたいなと思っております。今回、村長、副村長、教育長が交替ということで、9日の日に行政執行方針、教育執行方針が発表されて、これからの4年間、更別村の方向性も示されたところでございます。今、地方にとっては国からの地方創生の事業等も含めまして、いろいろと進めていかなければならない大切な時期を迎えておりますので、それに対しまして質問していきたいなと思っております。今、国、道において、地方創生の取り組みが盛んに行われています。更別村では、地域消費喚起、生活支援型ではプレミアム商品券の発行事業、地方創生先行型では雇用対策や市街地活性化等の事業を計画し進めております。総合戦略策定事業を除くと緊急性の高い事業が多く、長期、継続的な取り組みが必要と考えております。補助金対象事業の制約があるため、事業選定の難しさはあると思います。道においては10月を目処に昨今、前倒しで総合戦略を策定を進めていくという報道もございます。村においても策定作業を進めていると思います。今後第2、第3の創生事業は予定されていますが、独自性のある提案型の事業に対し、支援を行う方向性が示されております。地方創生といっても、人口問題、子育て、雇用、経済活性と多種多様な分野があります。長期的取組みとして、コミュニティの活性が不可欠だと思います。今、村には地域通貨サラリがあり、コミュニティ、ボランティア、地域経済循環のツールがあり、他の地域にない特色を有効に活用できる土壌があります。地域通貨には会員のみ活用に制限されているため、村内における普及促進に広がりがないのが現状で、村民誰もが使える環境ができることで、地域内の循環促進につながる大きな効果が出てくると考えます。また対象が全村民になることで、NPOのサービス向上や新たな取り組みが可能になり、コミュニティの活性になると考えております。更別村総合計画策定の準備の年でもあります。総合戦略策定と併せ、村長の公約にもあるように、村民参加の官民一体となったプロジェクト

議
村

長
長

チームで検討することも含め、進めて頂きたいと思っております。村として地域通貨を活用した取り組みをするべきと考えております。村長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

西山村長

まず最初にですね、一般質問ということですね、私にとっては初めての経験であります。村民の皆様ですね、代表である議員の皆様方のご質問にですね、真摯に受け止めてですね、誠実に、かつ適正っていうんですか、きちんとですね、誠意を持ってお答えしていきたいというふうに思いますので、まず最初にですね、一言よろしく願いいたしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

高木議員さんのですね、ご質問にお答えいたします。仰るとおりですね、現在国ではですね、人口減少、地方創生を実現する人口減少を克服し、かつですね、地方創生を実現するまち・ひと・しごと創生に取り組みですね、地方においても地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定がですね、急がれているところであります。地方版のですね、総合戦略は地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるもので、雇用、地方への人の流れ、若い世代の結婚、出産、子育て、時代にあった地域の創造などの分野で施策を考えています。このようなですね、施策を展開していく中で、やはり基本となるのはですね、人であると思います。その人がですね、住民がですね、安心して生活、活動していくためにはですね、議員ご指摘のようにですね、良好なコミュニケーション、コミュニティ、つまり人と人との繋がりが重要であり、その形成がですね、重要になってくるというふうに考えております。同じ地域に居住し、生活をともにし、政治経済などについてあるいは生活においてですね、密接に深く結びついている人々の集まりであるコミュニティが活性化するという事は、同時に地域やですね、その地域における活動がですね、より人の繋がり等々でですね、活性化されるものと考えております。さて、議員の質問にあるようにですね、本村には平成20年に設立したNPO法人のサラリがあります。その活動目的は、住民主導、地域協働のまちづくりを推進するため、地域通貨券の発行、住民福祉の向上、地域経済の活性化、住民相互の交流の促進、環境の保全を図り、いつまでも住み続けたいまちづくりに寄与することとしています。また地域通貨の発行の目的では、活発なコミュニティの創造、再生に繋がることとされており、現在の会員はですね、245名で活動に取り組んでおられるように聞いております。活動のツールとなるですね、地域通貨は現在会員のみの活用に限られております。これを介してですね、ボランティア等住民福祉の向上が進められ、その輪が広がるようにですね、取り組みが進められておりますが、会員数からみてもですね、全村地域でですね、取り組みはですね、まだ至

っていないというのが現状であると認識しておりますし、そういう認識であります。またサラリの運営についてはですね、近年、赤字決算続いておりましたが、昨年度第8期においてはですね、700千円ほどのですね、黒字となっているようです。議員が言われるように会員数が増えるということは、会費が増え、NPOのですね、法人の経営が安定し、活動やサービスの向上、新たな取り組みが可能になり、目標とするですね、自立した組織に近づくものと考えられます。会の活動目的である住民福祉の向上、住民相互交流の促進の達成を目指してですね、またコミュニティの活性を進めるためのNPO法人自らの自助努力により、取り組みを進められることを願いますし、それによるコミュニティの活性や地域協働の働きは、村づくりにですね、貢献することにもなると思われまふ。このように自立したNPO法人が行うですね、地域通貨を活用した取り組みで、村がですね、今後どのように連携出来るものなのか、課題等をですね、はっきりさせながらしっかりと確認し、今後のですね、サラリとの連携についてですね、必要に応じてですね、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。またですね、戦略策定にあたった住民の思いや願いをですね、しっかりと受け止めたいということがですね、アンケート調査を実施し、広く意見を集約するとともにですね、既存のですね、夢大地さらべつ推進委員会の機能を強化して、戦略の策定を進めてまいりたいと思ひます。またあらゆる機会にですね、産業別あるいは年齢別のですね、いろいろな意見をですね、収集する機会をですね、設けていければな、というふうなことを考えております。以上、申し上げましてですね、答弁いたします。

議長
3番高木議員

3番 高木さん

今、村長の方から、答弁頂きました。今後連携についても検討しながら、いかに更別村の中で地域通貨を活用できるか検討していただけるというようなお話でありました。この地域通貨につきましては、ちょうど協働のまちづくりが盛んに国で謳われていた頃に、更別村で協働の活動を村民が行うという意味で何かないだろうかということで、村、商工会、関係者ということでいろいろと検討させていただいた中で、北大の先生方にも来ていただきまして、立ち上げたという経緯があります。その後、NPOという民間の方に移って活動をしてきてるわけですが、実際に行う地域通貨を運営する会員等も高齢化もありますし、人数も少ない中で今一生懸命がんばっているところであります。もともと地方の活性につきましては、先ほど村長も申し上げましたように、コミュニティが活性しないことには、何をやっても地方創生にはやっぱり繋がらないという思いが、僕の中では一番あります。今回、生活支援型ではプレミアム商品券、発行させていただきました、商工会の中で。即日完売ということで、皆さんに地域の経済の活性、循環

のために、皆さんにお買い求めいただいた中で、8月いっぱいまで使用していただくと。これにつきましても、やっぱり緊急性っていうか、短期のもので、今後にさらに繋がっていくかとなると、ちょっと難しい部分が多分あるんだろうなと、一時的なものでしかないのではないかなと思っております。さらに雇用対策や市街地活性化の事業の方に回された先行型の方につきましても、もともと行政の方で進めていく事業の予算を組み替えただけというような中で、実際にはもう行われる予定のものを国からの予算を回したと。これにつきましては、やっぱり村の財政の、残すという部分においてはすごくプラスな部分もありますが、実際にはもうやる予定であったものを、であるので今後の本当の地方創生に向けての新たな取り組みという部分については、ちょっと薄いのかなと思っております。今後はやっぱり更別村、地方にあったしっかりとした地方創生の形というものを、村民に示して、村民全員で進んでいかなければならないんじゃないかなと思っております。協働のまちづくりの一環として、村ではコミュニティ活動総合補償制度ということで、各地域ごとに様々な事業等を行うときには保険を掛けますよということで、年間50万ちょっとの金額を毎年掛けております。こういうような取り組みによって、安心して地域で作業を行う、イベントを行う、そういうことの活性に繋がっているんじゃないかなと思います。なかなか村民の方、この内容について、あんまり周知、あんまり知られてないのか、あんまり良くまだ理解できてない部分があるのかなとは思いますが、行政区長会議等も含めて、今回の村報の中にでもチラシが配られているというような中で、周知はされますが、もっとこういう、皆さん安心して村の事業に参加してくださいというような、こういうPRをしながら、協働のまちづくり、コミュニティの活性に向けて進んでほしいかなと思っております。その中で、せっかく他の、なかなかよその地域にはない地域通貨というものを作上げたわけですから、これを活用しない手はもう絶対ないと思います。そのためには、できれば、もちろんNPOが先に、こういう事業をやりますよ、ああいう事業やりますよ、皆さん会員さんになってください、とやるのも1つですし、村がそれを先に支援をして、こういうことをするので、NPOさんががんばってこういうことをやっていきませんか、と投げかけることも必要ではないかと思うんです。NPOだけで自分たちからこれをやります、やります、やるのはもちろん当たり前なんです、それだけではなかなか進まないのが現状です。その部分をしっかりと行政が支援をしてあげるべきではないかなと思っております。地域通貨サラリの会員さんにつきましては、今245名の会員という形ですが、個人で入っている方もいますが、行政区単位で登録をしている行政区も今15行政区ですか、あります。これがすべての行政区がサラリの会員さんになっていただければ、とりあえず村民

議
村

長
長

西山村長

はクリアするわけですから、だれでも、また若干制限は団体で入りますので、制限はありますが、ある程度の規模は十分クリアできるんじゃないかなと思います。これにつきましては、協働のまちづくり、コミュニティの推進も含めて、村側が行政区側に会費の助成というようなことも含めた中で、多くの村民がサラリの会員になれる、そういう方向性というものも検討していただきたいなと思っておりますが、その辺も含めてちょっとお話しさせていただきたいです。

今ですね、高木議員さんから仰られるとおりですね、行政として本当にですね、地域通貨等ですね、そういう部分についてどういうような支援が出来るのかっていうことをですね、ほんとに真剣に考えていかなければいけないなというようなことを思いました。高木議員さんからのですね、質問の通告を受けまして、恥ずかしながら少し勉強したわけですが、やっぱり地域通貨っていうのはですね、本当にこれが発足した当時からですね、本当に地域通貨がですね、それ自体が目的ではなくてですね、その流通によって地域内のサービスややりとりを活発化させることが目的であるということですね、サラリの部分も、サラリもですね、目標とかですね、そういうような部分、しっかりとですね、掲げてですね、活動されているわけですが、私、あの、村づくりをするにあたってですね、1つ本当に大切なことに気付かせてもらいました。それはですね、定住とかですね、いろんな部分の人口の増加というのとですね、交流人口の増加、ってことがありますけど、最も大切なことをですね、忘れておりました。それはですね、活動人口を増やすということであります。活動人口っていうことは、定住も促進し、そして交流も促進し、そしてですね、今いる住民の皆さんたちがですね、本当に自分たちの思いや願い、あるいはですね、村を良くするため、いろんな部分でですね、それぞれが知恵やアイデアを出し合ってですね、どれだけ活動していただけるか、これがですね、やっぱり村のですね、活性化に結びついていくっていうことだと思うんですよね。で、この活動人口を増やすっていう部分について考えればですね、いろんなことあるんですけども、この地域通貨におけるですね、サラリの活動というのはですね、これは重要な位置を占めていくんじゃないかというふうに考えています。ということですね、本当に活動人口を増やすということのためにもですね、どれだけの人が村のためにですね、こう考えていただけるかっていうことをですね、サラリで行っている活動の中でですね、活動会員の方、おられますけれども、できればですね、もっともっとたくさんの、元々の会員さんも増やすことも大事ですけども、そういう活動会員さんも増えていただくっていう働きかけもですね、していかないとだめなのかなっていうようなことを考えています。屋根の雪下ろしとかです

ね、本当に草刈りとかですね、剪定とか、送迎とかですね、いろんな部分ありますよね。で、確かに社会福祉協議会とかいろんなところで重複するところもあるんですけども、それはそれとしてですね、私はその部分はですね、行政が住民サービスをする隙間をですね、本当に埋めていっていただけてるっていうんですか、そういうところですね、本当にこう、貢献していただいているのではないかなというように考えています。そういう点でですね、先ほど答弁の中にもありましたけれどもですね、今後ですね、地域通貨でその部分を通じてですね、やはり地域の活性化、地域内のサービス、住民のですね、そういう活性化に向けた活動を進めるためにですね、村としてもですね、そういう支援、あるいはですね、先ほど議員さんから言われましたですね、広報もありますよね、いろんなこういう活動してるんですよというようにこととかですね、そういう知らせる活動とかですね、いろんな部分についてですね、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長
3 番高木議員

3 番 高木さん

どうもありがとうございます。今、村長が言いました活動人口、すごく重要だと思います。ただ更別は、本当に一人ひとりの村民がいろんなことに活動している村だと自負しています。イベントもボランティアも福祉にも、いろんなことに、昔から本当に更別は一生懸命な村だと、僕は感じています。そういう部分では、そういう可能性はすごくたくさんあると思いますので、やっぱりその辺もっと活性化させる先頭に、村長がなっただきながら、村民を引っ張っていただけることがすごくいいんじゃないかなと、もちろん我々もそれをサポートしながら、がんばっていかねばならないなと思っております。本当にこういうとあまり良くないのかもしれませんが、我々の小さな頃は、やっぱり隣近所との繋がりというのはすごく大きかったことがありまして、今なかなかその近所付き合いというのが少なくなっている、これはもう、時代の流れですから、仕方ないというか、さらにいろんなところから更別村がいいと言って入ってきてくれる方がたくさんいますので、なかなかその人達に昔のしがらみといいますか、そういうものを押し付けるつもりも全然ありませんが、やっぱりできるだけ村民は仲良く、誰でもが知り合いというような環境づくりというものをやっぱり作っていかねば、未来の更別村といいますか、人口問題も含めていろんな部分でプラスに必ずなっていくと思いますので、それを使うツールとしてね、やっぱり地域通貨というものを、せつかくあるんですから、これをしっかりと使うことを本当に検討していただきたいなと思って、それを夢大地の推進会議の中で、総合計画の中にこの項目も取り入れていただいて、総合戦略の中にも地域通貨という項目を大きく載っけていただいて、村民の皆さん、委員の皆さんから

議
村

長
長

西山村長

もたくさんさんの意見をもらいながら、きっちりとした項目を挙げてほしいと、そうして進めていってほしいなと、やっぱりきっちりと表にやるんだと示さなければなかなか意見も出てきませんし、周りもどう動いていいのかもわからない部分もありますので、そのへんをきっちりと今度の策定に向けて項目として掲げていただきたいと、そしてこれをうまく活用した村づくりを進めていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、高木議員さんからお話あったんですけど、今何かあの全国的にはですね、コミュニティデザインっていう形ですね、私も何冊か本を読んだんですけども、本当にブームというか、ブームっていうんですか、もう昔のですね、そういうような繋がりっていうんですか、集落としてのですね、機能をですね、やはりもう一度見つめ直そうじゃないかと、それを戻しましょうっていうような動きをですね、全国の自治体で起きています。で、いわゆる増田レポートがですね、消滅をするというような部分でですね、当初の過去、次期5年間でというような話もいろいろあったんですけども、実際にですね、そのうちの78%は消滅はしてないっていうか、もう現存してるわけですね。それはやっぱり、地域の持つエネルギーとか、地域の持つですね、やっぱり絆というものがですね、あるいはそれぞれの自治体ですね、一生懸命それぞれの特色を出してですね、がんばっているということなんですよね。で、議員さん仰ったようにですね、私は繋がりも大事だと思ひうんですけども、今仰ったしがらみがですね、私すごく大事だと思ひうんですよ。やっぱりそういう、悪く聞こえるかもしれませんが、やっぱりしがらみというのは、やっぱり隣近所の付き合いとか、たとえばいろんなことで困ったりした時に助け合うとか、いろいろそういう部分でのですね、そういうしがらみっていうのは本当に今、だんだん繋がりとともに薄くなってきてるかなっていうようなことなんです。やっぱりその部分は、良い意味でやっぱりしがらみもですね、やっぱり強くしていくっていうか、それと同時に繋がりも深くしていかなくはいけないなっていうようなことを感じています。サラリですね、昨年行われたですね、11月21日に行われたですね、役場あるいはサラリ関係者とですね、懇談会の中でですね、いろんなこれからのサラリの方向性についてとか、いろんなこれまでのことがですね、いろいろとご意見出させて、読まさせていただきました。これはやっぱり次期のですね、ふるさと創生に関わってもですね、やっぱり行政としてですね、いろんな部分で携わってほしいというような意見もたくさんここに書かれていますし、是非ともですね、総合戦略、時期的なものがあるが大変なんですけれども、やっぱり地域通貨の、今仰ったようにですね、項目をですね、きちんとですね、設定をしてですね、

		その中で村の皆さんにですね、問いかけそして意見を集約し、その方向性についてですね、村全体として、行政も含めてですね、考えていきたいというふうに考えております。そういうふうに検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
議 長	3 番 高木さん	
3 番高木議員		どうもありがとうございます。地域通貨について、項目をきっちりと掲げて進めていただけるということです。是非よろしく願いしたいなと思っております。もちろんNPO自身も努力、がんばると思っておりますので、村の方の、行政の支援の方もよろしく願いをして、質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
議 長	高木さんの質問を終わらせていただきます。	
	この際、午前 11 時まで休憩といたします。	(10 時 45 分)
議 長	休憩前に続き、一般質問を行います。	(11 時 00 分)
	4 番 織田さん	
4 番織田議員		議長の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして一般質問を 2 点させていただきますと思います。まず 1 点目は、高規格道路付近の交差点の安全対策についてお伺いいたします。今、村の多くの交差点では、草刈りや支障木の伐採などで大変見通しも良くなっています。しかし、東 14 号道路では、高規格道路時の工事道路として利用もあり、すぐ近くに高規格道路が通っています。また村道横断のため造られているボックスカルバートも大変狭く、ほとんどの交差点で見通しが悪くなっているのが現状です。今、農業機械などの大型化、あるいはトラクターのフロント部分につける作業機もあり、道路を横断する時には道路の半分以上前に出ないと確認できない状態となっております。また村界、中札内から幕別までの村界までは、ほとんどの交差点には道路標識もなく、一度事故が起きると大変重大な事故にもなりかねません。交通安全の面からも問題である、この高規格道路付近の交差点の今後の安全対策につきまして、村長のお考えをお伺いいたします。
議 長	西山村長	
村 長		織田議員さんのご質問の、高規格道路付近の交通安全対策についてお答え申し上げます。高規格幹線道路、帯広広尾自動車道の更別インターチェンジが平成 25 年 3 月 17 日にできまして、その後ですね、忠類大樹インターチェンジが平成 27 年、今年度ですけど 3 月 15 日に開通いたしました。東 14 号につきましては、高規格道路の土砂や資材搬入仮設道路として、帯広開発建設部が造成しているところです。今回の質問にあります交差点の見通しの悪さ解消に関しましては、帯広開発建設部に要望しており、北 1 線、南 11 線、南 13 線、香川南中央線の 4 路線のボックスカルバート付近に、カーブミラーを設置していただいたところではありますが、残りについてもですね、実施を待ってい

る状況となっております。今後も引き続きですね、対策していただけるよう要請をしてまいりたいというふうに考えております。止まれ等ですね、規制標識に関しましては、公安委員会ですね、許可設置ということでありますので、これについてもですね、設置していただけるようですね、要望してまいりたいと思います。村といたしましてはですね、交差点注意の路面標示を実施していきたいところですが、今後もですね、注意喚起として警戒標識の新設、残る箇所ですね、交差点注意の路面標示をですね、それぞれ検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上、答弁いたします。

議長
4 番 織田議員

4 番 織田さん

14 号道路と何ていうんですか、南 1 線あるいは北 1 線、何線とこう、北の方から山の方へ向かっていく舗装道路に関しましては、村外の人結構通行量が多いわけなんです。で、こういうこと言ったら何ですけども、結構速度を出している車もあります。今、交差点ありますよっていう標識だけなんですけども、そういう車に対しても村の方で、いや、交差点あるっていうことをもっと強調出来るような標識を立てていくことを考えてはいただけないかなと提案いたします。

議長
村 長

西山村長

私も何回か走りました。織田議員さん仰るとおりですね、非常に危ないです。カーブミラーがついているところはまだ、まだ大丈夫っていうかですね、本当にそれでもですね、非常に、見通しは非常に悪いですね。だからこちらから向かって来る時にですね、14 号どちらでもいいですけども、走っている時にですね、非常にその直前までいかないとですね、やはり見通しが効かないですよ。だから本当に今交通量がですね、お話ありましたけれども、更南、向こうの方に向かってですね、そちらの方に向かっていく部分の交通量、多いということですし、あそこの今 14 号走っている車はですね、そんなに多量ではありませんけれど、もしあそこ走りだした場合ですね、非常に危険になるなというようなことを思ってますので、今ご指摘があったところで、交差点がありますよっていうことじゃなくてですね、できるだけですね、ちょっと検討いたしましてですね、そういうふうな注意喚起、あるいは警告、村としてできる部分についてはですね、善処してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

議長
4 番 織田議員

4 番 織田さん

ありがとうございます。次に 2 点目ですが、2 点目に移りたいと思います。村政執行方針では、触れられていなかった開発跡地の利用、活用についてお伺いいたします。以前村が取得しました開発跡地は、今では建物の傷みもあり、また敷地内には雑草も伸びてきております。市街中心部においての美観もよくありません。この開発跡地の活用方

議
村

長
長

法について、地方創生、市街地活性化対策あるいは特産品開発などどのように関わっていくのか、村長の考えをお伺いしたいと思います。

西山村長

ただ今、織田議員さんからですね、市街地活性化対策での開発跡地をどのように活用していくのかっていうご質問を伺いました。非常にですね、難しい問題といたしますか、ありますけれども、お答えしていきたいというふうに思います。旧開発庁舎跡地の活用につきましてはですね、平成 22 年 10 月に策定されました更別村市街地活性化実施計画においてですね、農産物加工工房や特産品直売所を軸にした農商工連携によるですね、地域産業の振興を目指した施設設備を行うよう計画に搭載されたのが始まりでございます。ご存知だと思います。平成 25 年 5 月にはですね、国より土地及び建物をですね、取得することから財産取得のですね、議決をいただき、続く 6 月の定例議会において利活用計画のですね、可能性を見極めるため、うどん加工工房整備などの試験研究予算をですね、提案させていただきました。これはですね、全面減額修正となった経過があります。この試験研究予算の減額修正はですね、行政主導ではなく民間活力を活用した住民主導で進めるべきっていうご意見からですね、っていうことで推察しております。可能であるならばですね、民間主導がより望ましい形と考え、取り組んできたものであるというふうに聞き及んでいます。これらの経過等を踏まえですね、地場製品の加工工房などによるですね、新たな産業の創出の創造、創出の場がですね、必要がですね、必要であると考えてですね、特産品の加工販売施設の整備、特産品販売を通じた経済効果、雇用の場の創出によるですね人口流入、集客事業によるですね、交流人口の増加を目指した施設整備についてですね、検討を進めた経緯もあります。このような経過がある中でですね、私も開発跡地の有効活用についてはですね、周辺の関連施設ではですね、農村公園、大型遊具もありますし、今 11 月に完成しますですね、10 月ですか、交流拠点施設それとですね、やっぱりそれを連携したですね、1 つのエリアとしてですね、考えるべきではないかというふうに考えてます。例えば特産品の開発とかですね、加工とか、販売を軸とした活用を行う、私が言っておりますですね、訪れたい村、働ける村、住み続けたい村っていうふうな三原則があるんですけども、その中でですね、そういう各施設をですね、今、点として存在するわけですけども、線としてですね、連携できるような、そういう相乗効果を持ったですね、部分についてですね、この開発跡地のですね、活用についてもですね、考えていくことがですね、私の提唱しているですね、住みやすい村、住み続けたい村の部分のですね、実現に結びつくものじゃないかなというふうに考えております。先の経緯にもありますけれどもですね、この分野の取り組みについてはですね、民間主導が望まれる部分でも

あるということもあり、また民間におけるですね、特産品の開発取り組みに対して手厚い支援を行うですね、特産品チャレンジ事業によるですね、人材の掘り起こし、特産品の品目の増加を図っていくこともですね、同時に必要ではないかなというふうなことを考えています。また旧開発跡地についてはですね、3年間の間未使用でありですね、施設の老朽化も進んでおりますことからですね、再利用するにしても設備の状況についてですね、確認をすることが必要でありですね、これらも含め今後、村としてもですね、利活用策についてですね、検討を進めていきたいというふうに考えてます。先日副村長とともにですね、実際に中を見てまいりました。非常にですね、立地条件は素晴らしいですね。南1線に面してますし、そして宿泊施設ですか、厨房、食堂、トイレそれとですね、各部屋見せてもらいました。その部分についてはですね、これは老朽化、傷んでいる部分もあると思いますけれども、これは活用できるというよりもですね、活用しなければいけないというふうに感じました。それとですね、事務所があった棟ですけれども、若干床の部分が傷んでおりますけれども、非常にですね、配置されてるですね、図書の書棚とかですね、あるいはいろんなロッカー等もありますけれども、広さも含めてですね、これ十分に活用できますね。車庫の部分についてもすばらしい車庫がついておりますし、何と言っても敷地がですね、広くてですね、そして大型遊具のところからですね、あそこ出入口ありますけれども繋がりますね。そしてこちら側から、そちら側から出るとですね、交流拠点のところに結びついて、市街地に向かってというようなことがありますんで、是非ともですね、その部分についてですね、今、総合戦略策定についてという部分もありましたけれども、流れを、交流人口を作るということとはですね、そういう部分のところでですね、雇用の創出とかですね、いろんな部分も含めてですね、非常に関連するっていうこともありますのでですね、総合戦略の策定のところにですね、含めてですね、開発跡地の利活用についてですね、本当に取り組んでいきたいなというふうなことを思っています。ということでですね、以上、答弁とさせていただきます。

議長
4番織田議員

4番 織田さん

いろいろと検討されるということなんですけれども、民間活用も含めて、どの部署というか、どの課、誰が中心となって進めているのか、その辺をちょっとお伺いしたいです。

議長
村長

西山村長

企画政策課中心となってですね、今進めているってような状況であります。今、総合戦略の話もありましたけれども、その部分も含めてですね、公約の方を読んでいただいと思うんですけども、私としてもですね、アイディアとしてはですね、例えば特産品の開発とかです

ね、体験宿泊型ですね施設であるとかですね、あるいは近くにですね、村民グラウンドとかですね屋内体育館施設っていうのもありますし、少年団、こども交流、あるいはですね、若干の間ですね、いろんな話の中で更別農業高校生がですね、土日に寮から出なくてはいけないっていうようなことで、何かそういう部分もですね、長期休業中とか、土日の休日の宿泊施設としても利用できないことはないですねっていうような話もですね、お聞きしております。だから活用についてはですね、本当にいろんな部分で考えられると思うんですね。いかにそのアイディアとですね、そういう声をですね、集約できるかに懸かっておりますし、率直に申し上げまして、いろんな経過ありますけれども、私としてはあれだけの施設をですね、もったいないと思います。だから速やかにですね、議員さんもですね、いろんな意見を集約してもらいながら、我々もですね、いろんな意見を集約しながらですね、一歩前にですね、いろんな形でですね、進んでいきたいなというようなことを、今考えているところでございます。

議長
4 番 織田議員

4 番 織田さん

色々な意見を活用して、皆さんの意見を聞いて、ということなんですけれども、私はやはり行政、それから商工会、そして農協、あるいは生産者ですね、また村には独自に加工品の生産に挑戦してる方もおられます。そのような方から幅広く知恵を出し合って、考えていくのも1つの方法でないかなと思います。それと先ほど村長も言われたんですけど、開発跡地は今、更別インターから国道への主要道路に面しております。また近くには、日曜祭日に大変賑わう運動公園もあります。またなんといっても、市街地の中心に位置していますので、村民が訪れやすい環境にもあります。私、この跡地の一部を利用して、更別のこれからの農畜産物や特産品などを一同に集めて、販売するような場所を考えてはどうかなと思います。今聞いてますと、跡地の全面活用にはかなり時間を要するかもしれませんが、一部分だけでも、活用も今後考えていくことも必要でないかと思いますので、村長の考えをお伺いいたします。

議長
村 長

西山村長

今、織田議員さん仰るとおりですね、私はあそこは活性化の重要な拠点というか起爆剤になるっていうふうに、起爆剤って言ったら危険な感じですけども、そういうふうになるものと考えてます。今仰ったようにですね、JAさんとかですね、商工会さん、あるいは生産者の皆さんとですね、やっぱりその辺を具体的にですね、総合戦略もありますけれども、それにはきっちり入れますけれども、つめていくっていうことと、プロセスですね、今本当に大切なことを仰ったと思うんですけども、全部を完成してからとか、全部が整ってからっていうことじゃなくて、1つずつ環境をクリアしてですね、条件整備を

議長
5 番上田議員

しながらですね、1 つでも出発できる部分についてはですね、例えば加工品の販売とかですね、いろんな部分について、そういう出来るものからですね、手をつけていくっていう手法もですね、大切になってくるんじゃないかというふうなことを思ってます。今、ご指摘のあった部分、それとご示唆いただいた部分をですね、役場の中でもですね、検討してですね、総合戦略に出しながらですね、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続いて、5 番上田さん

通告書にしたがい、一般質問させていただきます。私の質問事項は、酪農畜産業の振興策についてでございます。要旨につきましては、更別村酪農畜産クラスター協議会の設立に伴う、今後の村営牧場のあり方も含めてですね、そのへんを関わり等についてご質問したいと思えます。それでは説明させていただきます。本村の基幹産業である農業において、農家戸数が年々減少しております。とりわけ、酪農戸数が著しく減少している中で、酪農畜産農家の有志の方と村、農協などですね、関係機関で構成する更別村酪農畜産クラスター協議会が、今年の1月に設立されたところであります。この協議会をご承知のように、現在村が行っている村営牧場の5月から10月までの期間限定の預託を通年預託にする、また7ヶ月以上の育成を0歳から哺育にしていきたい、このような考え方を持っているそうであります。この事業が実施されればですね、酪農畜産農家の仕事の軽減や、それから雇用の確保にも繋がっていくのではないのかな、というふうに私は思っております。本村の酪農家と村営牧場の入牧頭数の減少に歯止めが掛からない中でですね、当議会産業文教常任委員会においても、昨年2回にわたって酪農畜産の現状と振興について所管事務調査が行われ、その結果としてですね、入牧頭数が減少する中での村営牧場の運営の難しさと、酪農家、畜産農家から要望のある通年預託ですね、それから哺育の受入れも、施設整備等に多大な整備費がかかるというふうなことから、非常に難しい、今後も十分なる調査と検討が必要であるということで、報告されております。十勝管内19市町村における牧場数は、現在31か所あります。内、市町村管理が12か所、JA管理が15か所、公社等民間その他管理が4か所でございます。本村はご承知のように、市町村管理でございまして、市町村管理が全体の40%を切っているというような状況でございます。市町村の管理が悪いわけではございません。ただ本村の場合は、入牧頭数が減ってきている現状があります。この中でですね、本村の牧場運営にも、民間の発想やノウハウも積極的に取り入れるべき時に来てるんじゃないのかな、そんなふうに思っているところであります。本村の場合、入牧頭数が減少し、村営牧場の運営が年々厳しくなる中で、私は同事業に対し、酪農畜産農家の方をはじめ関係機関と連携して、村はこの事業に対してですね、計画段

議
村

長
長

西山村長

階から積極的に取り組むべきと、私は考えているところであります。その点で、次の３点について伺いたいということであります。１点目は、村営牧場の現状とこれからの運営についてであります。２点目は、酪農畜産クラスター協議会に対する村の考え方はどのようにもっているのか。３点目であり、３点目は、施設整備等に伴う村の財政支援は考えているのか、以上３点についてですね、西山村長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

上田議員さんの質問にお答えします。まず私のですね、認識ですけども、酪農畜産をめぐる状況ですけども、これは待った無しの状況ですね、喫緊の課題であるというふうに、最重要課題であるというふうに認識をしております。その認識の上でお答えいたします。本村はこれまでですね、基幹産業である農業を中心にですね、地域振興を進めて来ております。ご質問のとおり、特に酪農、畜産はですね、急激なですね、円安による飼料、諸経費の高止まりやですね、消費税、電気料金の再値上げ等によってですね、非常に経営環境が厳しくなっております。また人手不足やですね、高齢化などとも相まってですね、酪農戸数ですね、減少に歯止めがかからないような状況にあります。その中でですね、本村農業のさらなる振興発展にはですね、酪農畜産の振興が必要不可欠と考えております。そこでですね、議員の質問の１点目の村営牧場の現状とですね、これからの運営についてですけども、平成 27 年度ですね、村営牧場入牧状況につきましてはですね、先般一般行政報告させていただいたとおりでありますけれども、乳用牛が 245 頭、黒毛和牛が 28 頭、合計 273 頭を受け入れているところであります。利用農家は、乳用牛で 14 戸、黒毛和牛で 2 戸となっております。平成 25 年度以降、離農や経営転換により、乳用牛の入牧頭数、利用戸数とともにですね、大きく減少しております。平成 25 年度と比べますと、頭数で 258 頭、利用戸数で 12 件の減となっております。これに伴いですね、入牧料からですね、牧場管理人賃金やですね、草地管理経費等のですね、経常的な支出を差し引いた収支はですね、平成 26 年度で 3,341,527 円のマイナス、平成 27 年度においてはですね、10,000 千円程度のマイナスとなる見込みであります。平成 15 年度以降、入牧料を据え置いていることもございますがですね、厳しい運営状況となっておりますことからですね、抜本的な対策が必要であると考えております。こうした状況を踏まえましてですね、昨年度から更別村農業経営生産対策推進会議の畜産部会を中心にですね、村、ＪＡ、普及センター、農済等、関係団体でですね、酪農畜産の振興対策について検討を進めることとして、視察研修や生産者との意見交換を重ね、昨年 11 月に更別村酪農振興対策の推進方針並びに更別和牛振興対策の推進方針を策定しまして、本年 1 月 20 日にですね、２点目の議員の質

間でございます更別村酪農畜産クラスター協議会をですね、村内関係機関、団体のご協力により設立したところでございます。この間の検討経過につきましてはですね、議員の質問にございますとおり、昨年8月の議会、産業文教常任委員会においてですね、途中経過を説明しているところであります。国では平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算において、畜産収益力強化対策として新たな補助事業に276億円を措置し、畜産環境問題への対応に必要な機械のリース整備や施設整備等にですね、支援を行うこととしておりですね、こうした補助事業の実施主体に畜産クラスター協議会が位置づけをされておるところでございます。規模拡大に係る施設設備はですね、老朽化した設備等の更新などに要するですね、高額な負担がですね、酪農畜産経営の維持、発展における大きな課題の1つとなっていますことからですね、こうした補助事業を積極的に活用するため、酪農畜産クラスター協議会が主体となってですね、畜産クラスター計画の知事認定を受け、平成27年度から乳用牛性判別精液購入助成金や、和牛雌牛受精卵移植事業助成金など、新規補助事業を予算措置しているところであります。またですね、お話にありましたですね、ニーズの高い哺育、育成牛のですね、預託施設に関してですね、同協議会に村、JA、農済、普及センター、生産者、預託事業者で構成するですね、哺乳育成牛預託検討部会を設置しましてですね、村営牧場を含めた預託施設のですね、再編、整備について検討を進めているところであります。3点目のですね、施設整備等に伴う村の財政支援の予定についてですけれども、酪農畜産に係るですね、施設整備対策はですね、喫緊の課題でございます。先ほど申し上げましたとおりですね、高額な費用負担がネックとなっていることからですね、畜産クラスター計画に基づく国庫補助事業等のですね、活用を基本をにですね、推進していく必要があると考えております。哺乳育成牛の預託施設整備につきましても、クラスター協議会の検討部会においてですね、先進地視察等行い、預託頭数に応じたですね、施設規模や運営方法などのですね、素案をですね、検討しているところであります。国庫補助事業のですね、要望時期も考慮しながら、迅速に方向性を定めていきたいと考えております。財政支援についてはですね、検討結果を踏まえつつ、関係団体からもうですね、ご意見をいただきながらですね、適切な判断をしていきたいというふうに考えております。以上、お答えとしたいと思っております。

議長
5番上田議員

5番 上田さん

ありがとうございました。先ほど牧場の状況につきまして説明を受けたわけではありますが、確認の意味でですね、私なりに調査した結果について述べさせていただきたいなと思います。簡単にではありますが、畜産統計の調べではですね、本村の酪農家は20年前の平成8年度にですね、ちょうど100戸あったというふうに書かれて

おりました。今、村長から説明あったようにですね、去年の平成 26 年度にはですね、44 戸まで減少している、喫緊の課題だということで、そういうふうには受け止めております。40 戸を切るのも時間の問題でないのかなっていう部分もあります。そういった意味で質問させていただいております。減少の理由はですね、いろいろ考えるわけでありす。飼料等の高騰による経営の圧迫、後継者問題による離農、それから最近ちょっと多いんですけども畑作等への転換ですね、それから施設工事に伴う多額の費用、こういったことがまあ、要因に上げられているところでもあります。一方ですね、村営牧場の入牧頭数もこの減少に相まってですね、先ほどの説明も受けましたけども、村営牧場の決算ではここ数年、臨時的経費を除いても赤字になっているというような内容であります。中身なんですけども、一昨年まではですね、入牧頭数は 500 頭を超えておりました。昨年は 434 頭で 100 頭減、それから先月行われたところでは、それよりもなおかつ、160 頭も減少した、こういう現況にあるということは歪めない事実であります。牛の管理はもちろんですね、牧草の管理、受胎率の向上、こういったことがですね、酪農畜産農家の方が安心してですね、預託できる施設、いわゆる村営牧場ですね、こういったことをやっぱり目指していかなきゃなんないんだろうなっていうふうに、私は思っております。そのためにはですね、先ほどもちょっと説明しましたけども、やはり民間の力をですね、存分に借りて、その時代に沿ったですね経営ができるような村営牧場になってほしいなというふうに思っているところでもあります。このようなことからですね、今回検討されております更別村酪農畜産クラスター協議会にですね、私非常に、大いに期待しているところでもあります。この点についてですね、村長の考え方について再度質問させていただきたいなと思います。

議
村

長
長

西山村長

今ですね、上田議員仰るとおりですね、今の酪農家のですね、状況っていうのは非常に家族経営の生産量がですね、限界に達しているのではないかとですね、いうこととかですね、昨年の議会の議事録を読みますとですね、慢性的な労働力不足とかですね、その一方で TMR センターとかですね、いろんな今言ったですね、哺育等のですね、預託のですね、そういう支援についてもですね、考えていかなきゃならないっていうようなことをですね、ご指摘がありました。本当にですね、厳しい状況にありますし、その中でやっぱり村営牧場がですね、どんな部分でですね、そこの下支えをしていくっていうか、酪農畜産経営をですね、支える部分でですね、役割を担っていくのかっていうところは、非常に重要なところだと思うんですよね。やはりこれはですね、民間という話もありましたけども、JAさんとかですね、我々行政も含めてですね、これは率直に申し上げましてですね、リーダー

性の発揮の問題ではないかと思います。やはり村長あるいはですね、J Aさんとかですね、やっぱりそこは決断してですね、今のですね状況を打開するですね、やっぱり手をしっかりと打っていかねければですねいけないというふうに考えています。今、昨日でしたか、部会も開かれておりますし、本当に私達もですね、J Aさんもですね、これは喫緊の課題だということですね、詳しく中身はですね、検討まだちょっと話し合いちょっとしておりませんけれども、一歩前に進むという方向ですね、今進めております。その部分ですね、上田議員さんのご指摘のあった、あるいはですね、どうするんだっていうような話もありましたけれども、その辺ですね、速やかにですね、行動を起こしていきたいなというふうなことを考えております。

議長
5 番上田議員

5 番上田さん

ありがとうございました。今、村長から答弁をいただきました。再度質問させていただきたいと思います。村の財政支援についてですね、先ほども説明を受けましたけれども、再度質問させていただきたいなと思います。この事業に関してはですね、現在、協議、計画策定中ですので具体的な話はできないかと思います。それでですね、これからの村営牧場を含めたですね、村の考え方や方向性についてお伺いしたいなと思います。村の基幹産業である農業を守り、育てていくことは西山村長の公約でもあろうかと思います。そういった中でですね、この事業には、先ほども説明ありましたが、施設整備には多額の費用がかかる。しかもその後の運営もですね、多額の経費がかかると、こういうような状況であります。年々厳しくなる牧場経営をですね、抜本的に解決するためには、私はこの際ですね、村営牧場の整備を公設民営も視野に入れて整備したらどうかなというふうに思っているところであります。そういった中でですね、現在の状況ですけども、現在村内から 100 頭前後のですね、仔牛の哺育のためにですね、他町村に入っているというような状況もあります。国の補助事業に乗るためにもですね、一刻も早く結論を出して進めていただきたいなと、そのように思っております。その点についてですね、再度西山村長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長
村 長

西山村長

今仰るとおりですね、農業の危機はですね、住民生活の危機であります。いうふうにですね、今 T P P とかいろんな動きがありますけれども、私はそういうふうに受け止めております。やっぱり基幹産業の振興なくしてですね、村の未来はありえません。ということですから、やっぱりそのへんの支援策、いろんなですね、部分についてはしっかり振興策についてですね、考えていかなくちゃいけないなというふうに思っております。村営牧場ですけども、やっぱり哺育育成、それとかですね、酪農ヘルパーさんもありますよね、というような形で、いろん

な組合、ヘルパー組合に対するですね助成のあり方とかですね、経費の低減とか、良質飼料の確保、これについてですね、草地の更新時期のですね助成とかですね、あるいはアグリサポートやですね、TMRのですね支援の仕方、これについてもですね、検討していかなければならないというふうに考えております。いろんな部分でですね、公設民営とか管理者というかそういうふうな部分もあるとは思いますが、けれども、これについてはですね、十分検討してですね、考えていかなければなりませんので、研究検討させていただきたいなというふうなことを思っています。ということで牧場、村営牧場につきましてはですね、今は議会でお話することはできませんけれども、近日中にですね、新たなですね部分についてですね、お話をさせていただける部分はあるかなというように思っています。JA関係、生産者、含めてですね、協議をですね密にし、先ほど話しをしましたですね、リーダーとしてのですね、部分をですね、発揮しながらですね、この危機をですね、喫緊の課題の解決に向けてですね、全面的にですね、全力を上げてですね、がんばっていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

議長
5 番上田議員

5 番 上田議員

村も全力でこの事業に関わっていくというようなことを聞きましたので、よろしくお願いをしたいということで、私の質問はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長

はい、上田さんの一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長をいたします。

議長

この際、午後6時まで休憩といたします。(11時40分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(18時00分)

村政に関する一般質問を再開をします。

順次発言を許します。

1 番 安村さん

1 番安村議員

それでは、議長の許可を得、また通告に基づき質問をさせていただきたいと思います。一般質問に先立ちまして、今般激戦を勝ち抜き、当選されました村長におかれましては、心より敬意を表したく思います。また副村長並びに教育長におかれましても、激動する社会情勢を的確に捉えた対応をお願いしたいというふうに思っております。私の経緯は別としてですね、ふるさとを思う気持ちから何らかの形で村に恩返しをしたいということで、議員に立候補させていただきました。今、その立場から更別村の歴史的背景を踏まえつつ、現状の課題解決に向け、あくまでも住民目線で、輝く地域づくりを目指し、その一翼を担ってまいりたいと思っている所存でございます。村長の住民目線での行政活動、相通じるものがございます。相互に発展的な村づくりのため、協調してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

げたいと思ってございます。

今回、私は3点の課題について一般質問をさせていただきたいと思っています。多少、細かい点に入ってくる質問もあろうかと思いますが、まとめれるところはまとめ、1つの中です、回答を求めながらということで進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げたいというふうに思います。まず1点目でございます。新規参入就農支援対策並びに農家戸数減少の歯止め対策についてということでの質問を、まずさせていただきたいというふうに思います。1点目です、今の更別の専業農家、農家っていいですか私の判断では農家戸数という形で、決して営農戸数ではないということではちょっと前置きをさせていただきますけれども、平成9年に358戸、平成26年度末に222戸ということで、これ一応、農協の関係の資料で調べさせていただきましたけれども、年ごとの減少率はさほどではないように思われますが、単純計算で、年8戸程度の離農が進んでいるという計算になります。それらの中で、平成10年村、JAによる更別村新規就農者受入条例を制定し、新規参入就農者の呼びかけをいたしました。それにも関わらず、この16年間でですね、わずか2件の新規就農という実績にとどまっている。またまとめて申し上げますけれども、その内の1件はですね、自主的な、幕別町の住民の支援をいただいてということで、自主的就農を果たしているという見地から見ますとですね、16年間で純増で1件の新規就農であるということでございます。それらについてですね、現状の認識並びに新規就農対策に関する村長の所見をお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長
村 長

西山村長

答弁の前にですね、ナイター議会ということでですね、本日たくさんの傍聴者も見えられておられますけれども、議会改革ということでですね、議会の皆さんがですね、平成24年のですね、定例会からですね、今日に至るまでお仕事、あるいは午前中傍聴できない方々のためにですね、議会を開くということで、このように開催されておりますことにですね、敬意を表したいと思いますし、行政としてもですね、議会とのですね、議会運営ということで、ガラス張りのですね、そういう部分をですね、村民の皆様にご覧いただくということで、とてもいい取り組みではないかというふうに思います。ということで、こういう機会をですね、与えていただいたことにですね、感謝を申し上げたいというふうに思います。

それではですね、安村議員のですね、質問にお答えをしたいというふうに思います。まず第1点目のですね、専業農家戸数のですね、減少している状況についてですけれども、2010年、平成22年のですね、農林業センサスではですね、農家戸数は241戸となっております。1995年、平成7年と比較するとですね、43戸が減少しています。本年2月

に実施された 2015 年農林業センサスの結果はですね、まだ公表されて
おりませんがですね、J A さらべつですね、農協さんのですね、資
料から見ましてもですね、先ほど安村議員のお話もありましたように、
依然としてですね、減少傾向が続いているという状況であります。離
農された方ですね、農地はですね、地元の担い手農業者に利用集積
されておりますし、いろんな部分であるんですけども、非常にです
ね、大変ですね、軽視できないですね、重要な問題であるというふう
に、私の方では捉えております。それでですね、この減少傾向にあり
ますけれども、離農された農地の方はですね、地元の担い手農業者の
方に利用集積されておるということでですね、結果的にですね、1 戸
あたりの平均経営面積はですね、年々増加しているという状況にある
のではないかとこのように考えております。以上、最初の質問に対し
てですね、答弁させていただきます。

議 長
1 番安村議員

1 番 安村さん

なかなか明確な回答がしづらい部分があると思うんですけども、
後ほどですね、新規参入条例に関する部分の関連質問も含めてさせ
ていただきたいというふうに思っております。2 点目でございますけ
ども、そのような現状の中でですね、今、更別村の農業者の耕作面積
を見ますと、小規模農業者を除くとですね、おおむね 60 ヘクタール近
くの面積に拡大しております。これはですね、今、家族労働、前段の
部分でですね、各議員からの質問にもありましたように、家族労働と
いう見地から見ますとですね、おおむね限界に、大型農業でありなが
らもですね、もうすでに限界の域に近いのではないかなという判断を
しているものでございます。そのような中でですね、今後ですね、多分
後継者問題、大変雑駁な言い方をしちゃいますけども、後継者問題等
を含めてですね、今後を考えるとおおむね 10 年後にはですね、推定で
150 戸程度の推定がされるんじゃないかというふうに私案的、わたくし
的な私案で考えているところでございます。このような状態について
ですね、村長の所見があればですね、多少思いも含めてお聞かせいた
だければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議 長
村 長

西山村長

先ほど、すいませんね、質問の途中であれだったんですけども。
先ほどのお話、今のですね、安村議員のお話もありましたけれども、
利用集積されてるということでですね、離農された方の農地というこ
とで、先ほどお話をしましたがですね、本村が定めるですね、農業経
営基盤強化法に基づくですね、農業経営基盤強化の促進に関する基本
的な構想はですね、個人経営の営農類型のですね、経営面積を 30 から
60 ヘクタールで設定しております。が、既にですね、ご指摘のとおり
ですね、経営面積が 60 ヘクタール以上となっている経営体はですね、
33 件というふうになっております。一方でですね、経営面積 40 ヘクタ

ール未満の経営体はですね 53 件で、畜産専業を除くとですね 36 件となっております。規模拡大意欲のある経営体は多いものと推察しております。農地ですね、集積にあたってはですね、効率的な経営を推進する観点からですね、地区内でのですね、利用調整を優先しているところですが、結果として利用調整の多い地区とですね、少ない地区とのですね、経営面積の差が拡大しているような状況にあるというふうに見ております。経営面積の規模拡大はですね、魅力のある農業経営の基盤をつくりですね、後継者の継承意欲っていうんですか、喚起するためにも必要でありますから、均衡のとれたですね、利用調整が望ましいと考えておりますけれども、耕作地が分散し過ぎるとですね、経営コストや労働時間の増加につながるなどの問題もあるためにですね、個々の状況に応じた対策が必要であると考えております。農協やですね、農業委員会とですね、協議を進めてですね、この点についてですね、考えてまいりたいというふうに思っています。2つ目の酪農戸数のですね、減少対策についてはですね、午前中、上田議員さんからのですね、ご質問にもありました。本当に喫緊のですね、緊急の課題であるということで、ご答弁申し上げましたけれどもですね、昨年度からですね、更別村農業経営生産対策推進会議の畜産部会を中心にですね、特に酪農、畜産の振興対策についてですね、検討を進めております。視察研修や生産者とのですね、意見交換も重ねですね、昨年 11 月には答弁にもありましたようにですね、更別村酪農振興対策の推進方針並びに更別和牛振興対策の推進方針を策定してですね、本年 1 月 20 日にですね、更別村酪農畜産クラスター協議会をですね、村内関係者、団体のご協力によってですね、設立したところであります。酪農家の離農の原因の 1 つであるですね、規模拡大による施設設備はですね、老朽化した設備等の更新など負担を軽減するためですね、酪農畜産クラスター協議会が主体となってですね、畜産クラスター計画のですね、知事認定を受けておりますし、今年度から国庫補助事業を活用した取り組みが進められております。このようなですね、今後でもですね、補助事業を積極的に活用しながらですね、経営継続のですね、支援につなげたいというふうに考えております。それとですね、こうした打開策についてどうするのかっていうことですが、何か妙案はないのかっていうような話もお聞きしました。で、いうことですが、基本はですね、農業経営のですね、基盤強化ということとですね、やっぱり様々な問題があるわけですが、村の農業経営生産推進委員会、協議会あるいはですね、畜産クラスターで議論になっておりますけれども、そういう部分についてですね、協議を進めながらですね、着実にですね、その部分についてですね、対策を打っていくっていうことがですね、大切ではないかなというふうに考えております。非常にですね、危機的な状況であるというふうに

議長
1 番安村議員

認識しております。以上です。

1 番 安村さん

ちょっと質問内容が漠然としてて、申し訳なかったことはお詫びしたいと思うんですけども、次の質問を村長が答えて、畜産関係の、答えてしまいましたので、ちょっとまとめさせていただいた中でご質問させていただきたいと思うんですけども、酪農戸数の、午前中も出ましたけども、減少という部分でですね、今、酪農畜産クラスターの関係の文面を、文面と言いますか、組織体の設立について上げておりますけども、決して私どもがこのクラスター事業に対する部分が後手に回っているとは、当然思っていないわけでございまして、既にですね、村と農協の共同体の中でですね、コントラの整備も図りました。TMRセンターの支援対策も図ったという中で、それぞれこの項目に入っている事項の部分、それと乳検のシステムだとかいろんな部分の分は、もうすでに更別としてはスタートしているわけですし、それに対してなかなか酪農戸数の減少に歯止めがかからないっていうところが最も重要な課題であるというふうに捉えるべきだというふうに思います。その中でですね、単純に国の施策がどうのこうのではなくて、基本的に更別村としてどうしていかなきゃなんないかっていう方針がですね、きちっと明確にされるべきだというふうに、私は今思っているところでございます。それについてですね、前向きな村長のご回答をいただければありがたいというふうに思っております。

議長
村 長

西山村長

午前中もお話しましたが、本当にですね、危機的な状況があって喫緊の状態であり、待った無しの状況であるっていうことはご答弁申し上げました。ということでですね、もう1つ申し上げたのはですね、これは村あるいはですね、JAさんも含めてですけれども、私自身としてはですね、リーダー性の発揮の問題であるということですね。でこの部分についてですね、やっぱり午前中もお話したんですけども、村営牧場のあり方をめぐってですね、哺育とか育成のそういう預託事業、酪農家の方たちがですね、切に要望されている事項についてはですね、これは速やかにですね、実施をですね、協議をしていかなければいけないというふうに思いますし、既にですね、その部分ですよね、実際に動いております。近々ですね、そういう形でですね、皆さんにお示しできるのではないかとというふうに思ってますし、安村議員さんの仰るとおりですね、やっぱり一歩前へ踏み出すっていうか、具体的にですね、いろんな施策をですね、1つひとつですね、実行していくっていうことが必要であるというふうに考えています。

議長
1 番安村議員

1 番 安村さん

私がこの中で言いたい項目っていうのは、新規参入と農家戸数の減少の歯止めという、敢えてダブルタイトルでご質問させていただいた

ということはですね、また酪農家戸数の減少もありますし、全体の農家戸数の相対的な減少も相まってですね、このような状況の中でどう取り組むべきかということの課題への提案でございまして、私の提案としてはですね、是非とも今の新規参入条例についてですね、いろいろな制約があったり、更別村平均耕作面積を以上であったり、あるいは平均飼養頭数であったり、そして年齢が40歳だとか、そういう部分の付帯条件がきちっと付いてるわけですし、それについてはですね、その取り進めの判断においてはですね、条例がある以上、村長の特任、任命の部分の条文が入っております。それに対してですね、私は機関というよりは、その条例を含めてですね、やはり更別村の農業者を増やしていくっていう部分の立場でですね、どのような形でまず進めていくのかっていう部分の具体案としてですね、この条例を見直していく必要があるというふうに判断はしてるんですけども、村長はその、この条例の一部改正なり、見直しなりっていう部分の考え方、どう考えているのか、ちょっとお聞きさせていただきたいというふうに思います。

議
村

長
長

西山村長

今、お話があった点ですけれども、新規就農者ですか、対策についてですね、これについてはですね、新規就農者特別措置条例っていうことがありましてですね、昨年度もですね、議会のものでですね、議事録を拝見しますとですね、これについての見直しのですね、意見が議員の方から出されています。いろんな条件がありますけれども、特にですね、受入条件がですね、非常にハードルが高いということですね、それぞれ畑作、酪農、畜産も含めてですね、従来の更別がですね、維持している規模ということですね、非常に新規に入ってくる状況の中ではですね、厳しい状況があるのではないかというふうなことを言われております。ただですね、いろんな、第2条の1の中でですね、1項目、第2項目の中で、酪農経営も畑作経営もともにですね、施設及び農地保有面積、乳牛飼育頭数を含めですね、本村の平均規模以上確保できる者と謳ってるんですけども、3番目には今、安村議員さんが仰ったようにですね、特にこれに満たない者であってもですね、村長が認めたものというのがですね、就農の条件としてもあるということで、そのへんのご指摘だったと思うんですね。そのへんについて、そういう部分で、村長としてですね、発揮せよという部分だったというふうに思います。今の状況の中ではですね、本当にこの条例のですね、問題点や課題がですね、たくさんありますしですね、去年の段階ではですね、見直しを行っているというような状況、それと農業委員会、JA等の関係者、団体との協議を含めてですね、見直しを行うことで、前村長もですね、答弁をしております。私も同意見であります。いう形でですね、条例につきましてはですね、やっぱり村、JA、農

業委員会等でですね、検討してですね、制度化したものでございますけれども、やっぱり制度の活用がですね、現在まで1件に留まっているということと、再三指摘がありますようにですね、経営規模がですね、更別の平均以上ということで、非常にですね、規模拡大が成されている本村の現状に、非常にマッチしていない状況であるというふうに認識をしています。ということでですね、是非、議員のご指摘とおりですね、見直しも図る必要がありますし、農地とかですね、施設、資金面のですね、課題もですね、たくさんありますんで、それについて見直しを図っていききたいなというようなことがあります。平成26年度に改正されました国の青年就農に関する支援制度でですね、新たに青年等就農計画制度が創設されています。農業経営を開始しようとする青年等の就農計画をですね、市町村が認定することで、青年就農給付金や無利子のですね、青年等就農資金が活用できるものがあります。こうした制度とですね、整合性を、条例との整合性を図っていくとともにですね、現在の本村の経営規模で、就農時から多額な施設投資の負担とかですね、想定されますので、経営のですね、法人化とか多角化の推進、様々な形態をですね、模索してですね、無理なく就農できる環境の条件整備、各種要件についてですね、本当に真剣に考えてですね、農業委員会、農協さん、それと関係機関、団体等のですね、協議を深めながらですね、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長
1番安村議員

1番 安村議員

今、様々な点で質問させていただきまして、いろんな回答を得たわけですけども、いずれにしても今、喫緊の課題として農業者戸数が減っている、その打開策の一環としてですね、せっかく新規就農条例があるということがございます。ハードルは確かに村長の説明の通り高いかもしれませんが、今この時点でT P P問題、農協改革、農業改革を含めて、今後ますます農業情勢に厳しさが増す中でですね、やはり早急に手がけていかなきゃならない1つの手段だと思っておりますので、是非ともこの条例等の一部見直しも含めてですね、ハードルは高いかもしれませんが、がんばっていただけるようお願いして質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

次にですね、2点目でございますけども、移住定住化、雇用促進対策についてお伺いを申し上げたいというふうに思っております。まず、第1点目がですね、現状のお試し体験の実態をふまえ、村長の率直な所見をお聞かせいただきたいと思います。まず内容的にはですね、今お試し体験の実績ということで、今般の広報にですね、41組103名の利用実績があるということで、広報で報道されております。その総括並びにお試し体験のためにはですね、やっぱり衣食住、いわゆるその住居、食、そして、衣食住、着るもの、食べるもの、住むもの、食が

ある程度連動してなければ、なかなかうまくいかないというふうに判断されますけども、その点の現状と課題とありましたらちょっとお示しいただきたいというふうに思います。また3点目にですね、お試し体験における定住実績についての実績がわかればですね、ちょっとおつながりいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議 長
村 長

西山村長

安村議員のご質問にお答えします。村ではですね、移住、定住に向けですね、宅地の分譲、賃貸住宅の整備、住宅建設助成金ですね事業を行っております。平成19年からはですね、定住化促進住宅の1戸を利用活用してですね、標準的な家財道具を設置してですね、利用者が寝具、食料を持ち込むことで更別村でのですね、生活を体験できるお試し暮らし短期体験住宅事業を実施しております。平成23年度はですね、東日本大震災対応のため、実績はございませんでしたけれども、7年間で41組とですね、年平均5組強のご利用をいただいているところであります。現在までのですね、定住実績についてはですね、3件9名というふうになっております。この間はですね、1回の使用単位を7日間とし、最長14日間としてですね、運用を図ってまいりましたが、目的とするですね、移住定住にはですね、1割程度の実績となっているところです。このようなことから、本年度はですね、利用期間を1ヶ月以上2ヶ月以内のですね、長期としてですね、より長くじっくりと更別を体験いただきたいというふうなことを考えております。いろいろなですね、体験プログラムとかですね、いろんな施設利用を促していきたいというふうに思いますし、体験講座などをですね、紹介していきたいというふうに考えています。ただですね、定住についてはですね、情報発信等を含めですね、非常に弱いところもあるのかなというふうなことを考えております。それが率直な意見です。答弁とさせていただきます。

議 長
1 番安村議員

1 番 安村さん

次に、あとまとめについてはまた、総括でお願いしたいというふうに思います。次の質問をさせていただきます。2点目でございますけども、地域おこし協力隊についてですね、一生懸命がんばって、今傍聴にも来られております方もいらっしゃいますけども、非常に利活用についてですね、がんばっているというふうに見受けられるんですけども、俗に言う国の提唱もありですね、全道、全国的に進んでいる部分もあると思うんですけども、やっぱり全国的に見てみると成功事例ばかりではないというふうに、実態もだんだん浮き彫りになってまいりました。課題整理もいくつか整理が必要な部分もあるということでございます。村としてですね、今年からまた1名の方が村おこし隊で採用されているということもございますけれども、やっぱり全体的

議
村

長
長

西山村長

にですね、その部分だけでまかなわせてしまうっていうことは、なかなか情報発信してもですね、なかなか村民に理解を求めるっていうことはなかなか難しいという部分があるっていうか、何をしてるのかっていう、やはり多少の不安材料は残るっていうこともございますので、やっぱり地域おこし隊の期待度とですね、それにまつわる将来的な展望という部分の結びつきについてですね、村長の考えがあればですね、ちょっとその点の考えがあれば、ご説明いただければというふうに思っております。

今、ご質問ありました点ですけれども、地域おこし協力隊ですけれども、本村でもですね、来ていただいておりますけれども、これは非常にですね、村づくりにとってはですね、非常に重要な部分を占めていただけてますしですね、私特に率直に思うんですけれども、やはり村民にとって普通っていうんですか、資源いろいろ、いろんな宝物とかありますけれども、やはり外からみてですね、何て言うんですかね、視点でですね、切り替えることも大切でありますし、特に地域おこし協力隊の方っていうのはそういう意識もですね、目的も持ってですね、この村に来られてますし、是非ですね、そういう点からではですね、外から見てですね、いろんな村に眠っている財産とかですね、そういうような資源とかですね、どんどん発見、再発見していただけてですね、それを外部に発信していきたいっていうのがですね、していただきたいというのが、私の率直な思いであります。次に地域おこし隊のですね、活動なんですけれども、地域外ですね、人材を積極的に誘致してですね、定住もされてる方もおられますけれども、図ることでですね、意欲あるそういう方たちですね、ニーズに応えるとともにですね、本村のですね、地域力のですね維持、強化を図るってことを目的とする事業でもあります。村では平成25年3月からですね、現在に至るまで、延べ5名の隊員がですね、参加をしております。観光振興、特産品の開発支援の業務にですね、取り組んでいただいております。この間ですね、観光ルートの設置やですね、PR用品の作成、特産品のですね、販売促進などの取り組みを行っていただいております。外からあるいは移住者としての目線でですね、新たな提案でですね、成果を上げていただいております。また隊員のうちですね、2名の方はですね、村内で就職をされておりますし、定住の基礎を固めていただいております。また7月からですね、1名が新たにですね、参入をされ、引き続き観光振興、特産品開発支援にですね、取り組む予定となっております。今後はですね、他の分野におけるですね、支援も検討してですね、効果的なですね、活動をいただきたいというふうに思っておりますし、欲を言うならばですね、そのままですね、更別村に留まっていただけてですね、いろんな村おこしにですね、力をお貸しい

議長

ただきたいなというふうなことを思っています。

1 番 安村さん

これが2点目、最後の質問です。

1 番安村議員

3点目としてですね、働ける村づくりということで、雇用機会の創出を提唱しているっていう形でございますけども、雇用促進対策について、具体的にですね、雇用創出をどのような部分で進めようとしているのか、その点の考えをお聞かせいただければというふうに思っております。

議長
村 長

西山村長

雇用創出につきましてはですね、非常に難しいところもあるわけですが、特にですね、特産品関連ということではですね、現在行われているですね、特産品開発チャレンジ事業やですね、ふるさとづくり事業におけるですね企業支援、市街化地域ですね、商店街においてはですね、商店街活性化事業等によるですね、企業支援によりですね、雇用創出をですね、図っていききたいというふうに考えていますし、既存製造業でありますけれども、マルハニチロさん、北日本ですね、のですね、企業振興、支援等によりですね、事業の安定化を図ってですね、雇用の維持拡大をですね、期待をしております。この間、ニチロのですね、社長さんとお会いをしましてですね、お話もさせていただいたんですけれども、いろいろなですね、更別の特産物っていうのはあります。現在もですね、特産品の開発をされていますけれども、私の方からですね、是非新たなですね、特産品をですね、開発していただいてですね、それをですね、ニチロさんが持っているですね、全国的な販売ルートととかですね、そういう加工のですね、加工技術っていうんですか、そういうものもですね、活用してですね、是非村おこしのですね、そういうような部分にですね、ご協力願いたいということをですね、もしそうなればですね、新たなですね、工場の設置とかですね、いろんな部分で雇用が生まれてきます。そのような部分でですね、先日ですね、お願いをした次第であります。あとですね、本当に公約の中でもですね、いろいろと掲げさせていただきましたけれども、やはり雇用っていう部分についてはですね、非常に重要な部分を占めるところがあります。更別村のですね、特性を生かした産業振興っていうことでですね、本当に先ほどのですね、地域おこし協力隊の方々の活動もありますけれども、村の宝の再発見とかですね、それを特産品化するとかですね、いろんな形でですね、そういう雇用の場の創出に向けてもですね、考えていければなというふうに考えております。以上でございます。

議長

1 番 安村さん

1 番安村議員

それでは、続きまして、3番目の質問をさせていただきます。まずふるさと納税対策についてということでのご質問をさせていただきます。

と思います。今の更別村の税込、27 年度の予算も含めてということで、おおむね5億3千万ほどの予算計上をして、執行しようとしてございます。この中でですね、やはりふるさと納税、今全国的にもですね、話題が豊富にございまして、今後ますます利用っていいですか、ふるさと納税に対する期待度っていうのは増えてくる可能性があるというふうに判断しているところでございます。といいますのは、やはり交付税の減少に伴う地方財政の在り方論についてですね、今後もっともっと積極的な論議がなされるだろうという観点から、そういうことが言えるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。要はですね、趣旨的には都会と地方自治体との税格差を埋めるってということで、このふるさと納税が提唱されているわけございまして、今更別村の実態、ふるさと納税、いわゆるそのふるさと納税に対する実績とですね、今後の村長が目指したい、目指したいっていいですか、そのふるさと納税に対する考え方、どのような見解をもっているのか、まず1点それをお伺いさせていただきたいと思います。

議
村

長
長

西山村長

今のご質問、ふるさと納税についてですけれどもですね、本当に近年ですね、マスコミ報道等ですね、大きくクローズアップされてですね、本当に関心がですね、高まっている状況ではないかというふうに思っています。私のもですね、答弁の中にですね、最初にですね、ご承知、ご周知だとは思いますが、ふるさと納税についてですね、どういうふうな観点で成されているのかということについて少し説明させていただきたいなというふうに考えています。地方間格差とかですね、過疎によるですね、税込の減少に悩む自治体に対してですね、格差是正を推進するため、新構想としてですね、平成20年度にですね、この制度がですね、創立されています。別名ですね、ふるさと寄附金とも言われています。この納税にはですね、思いますが、いくつかの特徴やですね、メリットがあります。1つ目はですね、寄附をする自治体をですね、複数選べるというものです。これについてはですね、応援したい自治体あるいは自分が生まれ育ったふるさとに対してですね、寄附者の自由意志で寄附ができる。2点目はですね、寄附したことによって、税金が控除されるっていうことですね。若干年収やですね、家族構成によっても異なりますけれども、大体2千円を超えるですね、額が公表されると。もう1つはですね、税金の使い道をですね、指定できるというもので、村に来る寄附金もそうですけれども、応援したい自治体がですね、推薦する事業についてですね、指定をしてですね、自分の寄附がですね、役に立っているということがですね、実感できるということでございます。これが大変あれなんですけれども、特徴的になってるんですけども、特産品がもらえるっていうことですね。自治体の約半数がですね、一定額以上の寄附に対してで

すね、特産品を贈呈しているっていうことで、贈呈をするっていうことですね、いうことで知名度が上がったり、PR効果が出たり、地場産業活性化したり、財源が確保されていくっていうふうなすね、納税者とすね、行政の間にすね、多くのメリットがあるというふうに思っています。ただ基本的な認識としてすね、一方ではすね、寄附を呼び込もうとする自治体間のすね、特典競争が加熱するということ、本来の寄附行為の趣旨とはすね、かけ離れているっていう指摘があります。納税を借りたすね、名を借りた通信販売ではないかと、この制度がすね、自治体の資金集めに使われている、商品目当てのすね、寄附に変化している、納税者の少ない低所得者にはすね、メリットが薄いといった批判があつてすね、賛否両論があるところでございます。実績ですけれども、ご質問の件ですけれども、納税につきましてはすね、ふるさと納税の取り組みにつきましてはすね、国が示した構想をすね基にすね、寄附条例を制定しまして、平成20年4月からすね、実施をしております。本村への思いを持ち、共感する方々からすね、寄附を財源として、その意志をすね、具体化するため事業等に活用することにより、福祉の向上やすね、次世代に引き継ぐ地域資源の保全活用、多様な人々の参加によるすね、共存精神を基本としたふるさとづくりをすね、目的とするもので、12の事業項目の中からすね、指定していただいております。PRとしてはすね、広報誌、村ホームページに記載ということです。あとはすね、札幌さらべつ会の総会の時などに、PRに留まっているところです。課題はあります。実際にホームページを開いてもすね、ふるさと納税という字目は見当たりません。私も何回か入ってみましたけれども、寄附条例のところに行つてすね、寄附の条例についてすね項目、でその中にすね、何項目かあるんですけれども、ふるさと創生に関わる寄附っていうような部分が書かれています。そこで初めてすね、ふるさと納税と同じような部分があると思うんですけれども、その部分はすね、ホームページの改定も含めてすね、ふるさと納税についてすね、周知すべき部分のところに若干課題があると思いますので、改善を図っていきいたいなというようなことを考えております。返礼品ですけれどもすね、平成24年度から1万円以上のすね寄附者に対してすね、贈呈させていただいております。特産の種類はすね、うどん、ビーフカレー、甘納豆やすねコーン缶詰です。箱詰めですすね、大体1,500円程度ということになっております。ただすね、今JAさんの方からすね、お話をいただいている中ではすね、牛肉、メイクイン、アスパラ、手作りハンバーグなど、時期によって協力するものが変わりますけれども、そういう話もすね、いただいておりますので、贈答品としてはすね、その部分検討してまいりたいというふうに思っています。最初のご指摘の点

ですけれども、私自身はですね、やっぱりふるさと納税をですね、贈呈品とかですね、特産品の返礼にですね、特化してはいけないというふうに考えております。あくまでもですね、更別の良さあるいは更別のですね、施策とかですね、いろんな取り組みありますね、農業振興、商業振興あるいは子育て支援、そういう部分にですね、やっぱり納税者の方がふるさと納税をされる方の思いをですね、しっかり受け止める必要があるということでですね、そういう思いをきっちり受け止めて、更別村の村づくりやそういう施策に対してやっぱり受けていくというのが本筋ではないかというふうに思っています。顧みますとですね、1千万円がですね23年度に1件、24度にもですね1千万円、100万円、それとですね26年度には500万円の寄附があります。これらはいろいろなですね、項目を絞ってですね、こういうふうな更別村のいろんな施策についてですね、共感いたします、あるいはふるさと更別で育ちましたと、これを是非ですね、村のために使って下さい、私はそれがですね、ふるさと納税の基本であり、納税者の意欲もですね、最大のポイントではないかというふうに思っています。贈答品とかですね、あるいは返礼品をですね、追随してですね、真似したりするのではなくてですね、本当に村をそういうふうに思っ下さる方々のその思いをですね、しっかりと受け止めていく、そういうふるさと納税でありたいというふうに思ってますし、今総合戦略っていうんですか、策定中でありますけれども、この部分も含めてですね、きちんと整理をしてですね、ご提案申し上げていきたいなというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議長
1 番安村議員

1 番 安村さん

今村長の回答にもございましたけれども、決して私の質問は過度なふるさと納税合戦を展開しなさいっていう言い方の回答を求めているわけではなくて、やはり更別村をどうPRするかという部分の本旨がなければですね、この事業、なかなか曲がったふうに、即税金対策だ、あるいは返礼品だっていうふうに、あながち捉えがちだというんですけれども、今村長の説明がありましたように、24年度17件で実質的には1,193万のふるさと納税っていうか、いわゆる寄附金があったということでございます。その内1千万が高額、でちょっとワケありで100万があつて、ということで、実質的な部分が平たく言えば93万円。25年度に至っては、22件で257万。1件100万のちょっとこだわりの分が除くと150万ぐらいしかない。で、26年度の実績は12件でですね、村長の回答にもありましたように、1件500万の高額寄附者がいて、特別な100万を除いたら実質的には118万ぐらいしかないということでございます。決して私はそういう部分を過度に煽っているわけではなくて、やっぱり更別村のPRと活性化、並びにですね、特産品のPR、そして地域産業の振興、そして財源確保というこの3面性の中でです

ね、やっぱり明確な位置づけをしていただきたいということが提案で
ございます。いずれにしても、今ふるさと納税というよりは、いわゆ
る寄附行為の条文しかありません、ホームページ開いても。その中
ではなかなか一般の人たち、対外的に見た人たちが見えないという部
分がありますので、これはですね、是非ともふるさと納税に対する部
分の明確な対応とですね、提示の仕方、いわゆる村長の思いも含めて、
どうかそういう部分の作成をしていただきたいというお願いもありま
すので、その点のお答え等をいただければというふうに思っています。

議 長
村 長

西山村長

今、仰るとおりだというふうに思います。私も先ほど述べさせても
らいましたけれども、寄附とかですね、部分について非常にびっくり
しました。20年から平成26年までですね、実にですね、4,200万の
ですね、寄附をいただいております。中にはですね、やっぱり現金以外
にですね、車とかテレビとかマッサージチェアとかですね、いろんな
寄贈があつてですね、これは本当にお年寄りの方とかですね、いろん
な施設のですね、いろんな設備の拡充とかですね、本当にありがたい
ことだなというふうに考えております。で、やっぱり特産品のPRと
かですね、やっぱり更別のですね、農畜産物も含めですね、いろん
な部分でですね、きちんとPRをしていかなければいけませんし、先ほ
ども答弁しましたけれども、ホームページからはですね、それについ
てですね、明確な部分についてのですね、ないものですから、きちん
と整理をしてですね、していかなければいけないというふうに思いま
すし、先ほど私が前段で述べたですね、ふるさと納税に対する基本的
なスタンスというんですか、やっぱり村のことを理解していただく、
村のことをですね、応援していただく、その趣旨にしたがつてという
ふうなことでですね、ふるさと納税との位置づけ、これを明確にして
ですね、発信していかなければならないというふうに思っていますので、
それについてはですね、取り組んでいきたいというふうに思っており
ます。以上でございます。

議 長

1 番 安村さん

これがふるさと納税最後の質問です。

1 番安村議員

それでは、大変回答いただきましてありがとうございます。私の質
問はこの以上3点でございますけれども、いずれにしても私自身の捉え
方としては、これがやっぱり喫緊の課題だというふうにふまえており
ます。一刻も早くですね、協議会で云々検討ということではなくて、
あくまでの具体的に且つですね、明確的にですね、村民にその方針を
示すべきだというふうに私は思っておりますので、その点、この3点
の分についてですね、是非とも早急なる対応と明確な表示が出来るよ
うによりしくお願い申し上げて、質問を終了させていただきます。あ

議長
6 番村瀬議員

りがとうございました。

6 番 村瀬さん

議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがいまして2点について一般質問させていただきます。始めに村長にお尋ねいたします。西山村長のマニフェストには、村づくりの三原則が掲げられました。この限られた4年間で、17 項目のマニフェストを達成させ、更別村のさらなる発展、安心して心豊かにいつまでも住み続けたい村、訪れたい村、そして先ほど説明のありました活動のある村、そんな村づくりにご尽力をお願いするものでございます。そんな意味を含めて本文に入らせていただきます。西山村長のマニフェストの具現化に向けまして、その初めとしましてはまず、村づくりは人事評価からだと考えております。平成13年に公務員制度の改革の大綱の中で、能力成果と業績成果からなる公正で納得性の高い新たな評価制度として、人事評価制度が導入されました。これに伴いまして、更別村においても同様に職員の意欲を喚起し、組織を活性化させるために、平成15年度に管理職から試行され、翌年度には全職員を対象とされた、試行されたと思っております。そして昨年、試行からですね、本格実施されたというお話も聞いてございます。私なりにこの制度の目指すところを考えますと、3つあると思っております。1つ目には目標として、誰のためにどこを向いて仕事をしていくかの確認、住民の目線で、住民の負託に答えているのか、2つ目には目標設定の課題、方法、期日、優先順位そして職員のチャレンジ、何をいつまでにどのようにして発想の転換ややる気、本気度を示す、3つ目には何より組織の活性化と村の進む方向性が合致しているかの確認、個人の考えだけではなくて組織の一員であるという認識と、村長以下、組織が一体となっているか、そしてそのコミュニケーションを図る、ということだと思っております。ここでまた最も重要なことは、上司との面談を行い、議論を交えながら目標、課題を共有するということであります。最近、心の折れている職員が少なからず増えているということが耳にします。実はプライベートなこともこういう面談を行いながらケアをするのも、上司との、役割の中の一部だというふうに思っております。何よりも職員は村づくりに必要な大切な財産でございます。そして職員の業務処理、能力を高め、組織の活性化を図り、村長の目指す方向を一致させる、職員が村長と同じベクトルを合わせるということでございます。そこで三点について質問をしますのでお答え願います。1点目につきましては、人事評価制度を導入して12年あまり経過してございますが、職員の意識改革はなされたのでしょうか。2点目としまして、試行から本格実施へと経過しました。その成果はどういうふうになりましたか。3点目としまして更別村職員まちづくり政策提案制度の、というものが条例化されました。この実態についてお聞きします。いずれにしま

議
村

長
長

西山村長

しても、課題が多々あるかと思いますが、村づくりの諸課題を解決すべく、専門職員の資質の向上を図り、特に管理職、人事評価制度の本格実施をさらなる精度を高めていただきたい。その先には、誇りを持って職員から政策提案をされ、そして西山村長のマニフェストにあります、すべては村民のために情報と意識の共有を図るべき提案をしていただき、そしてまた、行政主導で進めることなく、住民参画の下で政策立案できるような村づくりを目指すべきと考えてございます。そこで住民基本条例あるいは参加条例なども視野に入れた政策立案出来るような、一歩先を見据えた村づくりを目指すべきと考えますが村長のお考えをお尋ねいたします。

村瀬議員のですね、人事評価等に関するですね、ご質問にですね、お答えをいたします。ちょっと固くなりますけれども、いろいろ制度の導入について、等々についてですね、認識を私自身もですね、新たにするために、ちょっと答弁の最初にですね、お話をさせていただきたいというふうに考えております。分権型社会のですね実現に向けた改革がですね、加速度的に進む中でありますけれども、複雑多様化する住民ニーズにですね、柔軟かつ迅速に対応し、最小の経費で最大の効果を上げるためにはですね、職員一人ひとりの能力や適性をですね、最大限に生かすためのですね、人事管理制度をですね、構築する必要があります。職員ของですね士気を高め、組織を活性化させていくことがですね、強く求められています。さらにはですね、職員個々の能力とですね、業績の評価からなるですね、公正で納得性の高い、新たなですね評価制度を柱、こういうところからですね、平成13年12月にですね、公務員制度改革大綱がですね示されました。このような制度改革をですね、踏まえてですね、村としてはですね、職員の意欲を喚起し、組織を活性化させるために平成15年10月から課長職、そしてですね、翌年度は課長補佐職を加えまして、そして平成19年度からはですね、全職員を対象としてですね、試行によりですね、人事評価を実施してきました。今年度からは試行ではなくなるわけですがけれども、職員の業務に対するですね、能力と実績を評価して伝えることによりですね、その能力を最大限に引き出して、一人ひとりの気付きとですね、意欲、自発性の高揚をもってですね、組織全体の士気や業務のですね、能率向上を進める、そしてですね、一層の住民サービスの向上を図ることがですね、その目的であります。仕事への意欲の向上であるとか組織的、効率的な職務の遂行の推進、組織の活性化、評価の透明性、納得性の確保、こういうものをですね、それについてはですね、目指して試行しております。1つ目のご質問なんですけれども、職員の意識改革はなされたかという質問なんですけれども、人事評価ってというのはですね、組織と職員意識の改革もですね、狙いとしています。

それを阻むものとしては、いろいろな前例主義とかですね、予算消化主義とかですね、当事者主義とかですね、いろんな要因がありますけれども、そういう思考回路を修正して、意識改革をですね、していくことが必要であるというふうに考えております。職員のですね、人事評価はですね、業績評価とですね、能力評価ということで、業績評価はですね、職員自らがですね、設置した業務目標の難易度や達成度に評価を加える、もう1つはですね、能力評価についてはですね、職務遂行過程で発揮された能力や職務への取り組み姿勢、態度をですね、評価するというものであります。で、これをですね、併せて実施することと、その成果だけではなくてですね、一番大事なのはですね、思うんですけども、その取り組み過程ですね、プロセス、どういう姿勢で行われていたかっていうことですね、そういうような観点からですね、総合的に客観性とかですね、公平性をですね、重視してですね、評価を行っています。職員個々に差はあるかもしれませんが、現在、私も今年ですね、村長になったばかりですので、実際に今、27年度のですね、人事評価についてはなされている途中でございますけれども、意識評価はですね、いろいろな点をですね、聞き取りしたりですね、話を勘案して文章等読みますとですね、成されてきている途上にあるのではないかというふうに判断をしております。担当職務の中からですね、重要度かつ優先度、重点課題、達成すべき程度、状態、方策、そういうことをですね、するっていうことはですね、自ら整理するっていうことはですね、本当に能力向上に繋がるっていうことと、仕事に対してですね、やる気や、1番はモチベーションをいかに上げるかっていうようなことがですね、人事評価の意義というふうに思っています。私、学校現場にもいたもんですからですね、もちろん学校の中にもPDCAサイクルっていうことで、プラン、行動、そしてですね反省、そしてですねアクションっていうことでですね、そういうサイクルで人事評価あるいはですね、いろんな取り組みをされています。学校として、村で言えば行政としてのですね、本当に達成目標とかいろんな行政目標、施策目標とかいうものはありますけれども、特に大事だと思うのはですね、どこの現場でも同じだと思いますけど、その中に入っている構成員、いわゆる職員がですね、どういう形で自分がですね、その仕事の中で携わって、プロとしてですね、どういう目標をもって1年間きちんと住民とですね、本当にですね、面と面と向かってっていうか、きちんと目線とかですね、そういう形でですね、村人たちの、村民の皆さんとですね、立場に立ってですね、仕事をしていくかっていうようなことはですね、非常に重要になってくるんじゃないかなというように思っています。本当にですね、役場職員はですね、住民のためにあるわけですから、住民のためにですね、仕事をするということが最大なのです、我々行政マンとしてですね、

課せられたですね、プロとしての最大の仕事であるというふうに私は確信をしております。2つ目の質問でございますけれども、全職員を対象としたですね、試行導入からですね、5年が経過してる中で、形骸化やですね、制度改善の意見が出されています。今後の制度のあり方を検討することがですね、必要な時期に来ているということからですね、現行制度の問題点や意見を聴取してですね、プロジェクトチームを組織してですね、平成24年にはですね、それらの検証、一部修正を行ってですね、25年度からですね、本格実施してですね、毎年度組織にあったですね、改善を加え現在にいたっているということであります。成果はどうであったかということですが、試行導入時と比べてですね、ここが変わった、ここが良くなったというふうなですね、きちんとしたですね、明確なですね、数字とかですね、いうふうな形で示すことは難しいところではありますが、基本はですね、何のためにこの制度を導入するのかってことをですね、明確に意識してですね、常に振り返るってことがですね、大事なわけですし、組織の活性化ということもありますし、決して職員の間にはですね、差をつけるということではなくて、職員一人ひとりのですね、潜在能力の発掘とかですね、人材育成とかですね、そういうものに役立てていってですね、組織力をアップするっていうことですね。同じベクトルっていいですか、同じ方向を向いて、職員もちろん私も含めてですが、住民サービスの向上とかですね、住民のためにですね、どういうことができるのかっていうことをですね、やっぱり同じ方向を向いてですね、やっていくという、そういう組織の活性化っていうことをですね、そういうふうな形でですね、作り上げていくことがですね、重要ではないかというふうなことをですね、考えています。みんなで汗をかいてですね、そしてみんなが共に切磋琢磨してですね、そして住民のために働いていくと、そういうふうなところにですね、結びつけていきたいなというふうに思っています。3つ目のご質問でありますけれども、更別村職員まちづくり政策提案、これがですね、平成25年に制定をされまして、現在まではですね、1件の提案がございました。フリースポットと呼ばれるですね、公衆無線LAN、Wi-Fiですか、スマートフォンやですね、タブレットコンピューターからですね、インターネットの接続を提供するですね、アクセスポイントをですね、設置しました。現在5つのですね、公共施設に設置してですね、村民の他、旅行者の方々にもですね、ご利用いただいているという状況であります。最後のですね、ご質問のところにありましたけれども、住民参画ということでですね、政策立案できるような条例等の整備をですね、検討してですね、村づくりを進めてはどうかということですが、大賛成でございます。やはりですね、行政主導ではなくてですね、やはりいろんなですね、住民の方からですね、いろんな意

見をですね、拾い上げながら、もちろんですね、協議会とか審議会とかですね、いろんな部分が必要だと思うんですけども、私はとっても大事なことはですね、いろんなところに職員が出向いて行って、そしてですね、生の声をですね、聞いてくるっていうことがね、非常に重要だというふうに思っています。この間もですね、いろんなところに出て行ってですね、本当に老人の会とかですね、いろんなところで私自身も出かけて行ったりですね、してきました。するとですね、やっぱりいろんなですね、細かいところもあるんですけども、こういうところを直してほしいとか、こういう会合に来てくださいとか、いろんなことがありました。道路を直してほしいとかですね、いろんな部分もありましてですね、やっぱりそれはですね、その場所に行ったりですね、しないとですね、わからないこともたくさんあります。そういう点ではですね、本当にそういうところも必要なのかなっていうようなことを思っています。自治体はですね、住民参加のですね、充実のための処置を講ずるってことは非常に重要ですし、また住民のですね、やっぱり柔軟なですね、発想力それとですねアイディア、斬新なアイディアですね、そういうものをですね、やっぱり行政に反映できるっていうことがですね、大切であるというふうに考えています。そういうふうな部分ではですね、公約の中でも情報と意識の共有というようなことでですね、決して行政だけではなくてですね、住民の方、議会も含めてですけども、そういうことが必要であるというふうに私は認識していますけれども、そういうふうなところをですね、きちんと整理をしていくところも必要なかなというようなことを考えています。何町村かのですね、まちづくり基本条例というものを見させていただきました。村瀬議員さんからもですね、ご質問ありましたけれども、そういうものを制定する気はないのかっていうようなお話もありました。お隣のですね、中札内村でもですね、そういうような条例がですね、立てられております。これはですね、基本はですね、地方自治のですね、原点に立ち返りっていうことで、あくまでも村政の主人公は村民ですと、住民ですと。それを明確にしてですね、いろいろな部分について行政がやること、あるいは住民の皆さんがすること、議会が担うこと、これを整理してですね、きちんと条例化されているわけです。その中でお互いにですね、協働し、そして支援、そして共同して企画をして参加をするという環境をですね、築いていきたいと思いますというようなことをですね、規律とする条例であります。これは是非ともですね、帯広市、芽室町、たくさんありますけれども、形態は非常に多様でありますけれども、これは是非ともですね、時間をかけ、検討する必要がありますし、研究をしてですね、是非とも検討させていただきたいなというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

それではちょっと再質問させていただきます。1 点目ですね、ちょっと簡単でよろしいんですが、職員は村長仰るように村民の奉仕者であります。そのところで、人事評価の目指すところは職員一人ひとりの勤務評価でありまして、大変重要でございます。これがまた頑張ったものが報われるというようなことになればさらにいいのかなというふうに思ってますけれど、当然継続的にこの業務改善しながらですね、目標管理設定をされるかどうかのまず確認をさせていただきたいと思います。継続的にやられるかっていうことでございます。

議長
村 長

西山村長

これはですね、本当に継続しなければ意味がないというふうに考えておりますのでですね、継続してやっていきたいというふうに考えております。よろしいですか。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

それではもう一度再質問させていただきます。この度の夢大地さらべつ推進委員会の委員の方々が、地方人口ビジョン並びに地方振興戦略の策定が採用になりましたけれど、限られた時間の中で大変ご苦労されるんじゃないかって思っておりますが、住民参画といった意味では、くれぐれもですね、間違いのないようにきちっとした対応をしていただきたいなと思います。そしてですね、これがまた更別村の基本的、地方自治体でやっていけるかどうかという事になりますので、まさに職員の知恵ですか、ここが最も重要になってくると思いますし、これが本当に村の存続にも繋がるんじゃないかというふうに理解してございます。私どもが今、一般質問するのはちょっと遅きにはあるんですが、いろんな諸課題の問題を解決するためには、チャンスは前髪で掴めと、こういう言葉を私は聞いたことがあります。日頃から問題意識を持ってですね、そしてそのチャンスが来た時に前髪で掴む、もう後ろ髪を掴んでももう遅いということでございます。そこで、更別村の職員のまちづくり政策提案に1 件あったということは、かなり私も高く評価したいなと思ってございます。今、目標管理をしっかりやっていただけるということでございますので、今後ですね、まず計画的に事務改善をしながら、頑張る職員をきちっと評価できるようなですね、先ほど言いました能力主義的なものも含めたですね、目標管理の他に勤務評価の方も、もし考えがあればお伺いしたいと思います。

議長
村 長

西山村長

先ほどの夢大地の件もありましたけれども、意見集約というような形ですね、十分ですね、住民の意見が反映されるような部分ですね、総合戦略ということでですね、非常にですね、限られているということですね、期間がスパンが短いんですけども、しっかりやっていきたいというふうに思いますし、ふるさと創生の本部を立ち上げた時

にもですね、前村長が立ち上げた時にもですね、いろんな職員からのですね、提案が出ています。アイデアですね。私はそれを見てですね、すばらしいなというふうに思い、まあ自分の職員をですね、褒めるわけではないんですけども、いろんなアイデアがありました。これ実現したらすごいなっていうようなことがですね、本当にやっぱり職員アイデア持ってるんだなっていうようなことを思いましたし、欲を言えばですね、そういうものがですね、本当に職員がやっっているいろんなアイデアを出してますよっていうようなことをですね、やっぱり住民の、村民の皆さんにもですね、わかっていたきたいなというふうなことも思いますし、夢大地のところでもですね、こういう提案があったのかというふうなところとかですね、いろんな場面を通じてですね、村民の方にですね、広くお伝え出来ればなど、そのことも一つの素材にしながらですね、後は住民の皆さんからのアイデアもですね、吸い上げながらですね、そういう策定に向かっていきたいというふうに思います。勤務評価のところなんですけれども、この人事評価についてはですね、給与とかですね、それについては反映しないということになっています。そのところはですね、非常に難しい部分がありましてですね、評価がですね、評価のための評価になってはいけないというふうに、基本的には考えておりますし、何のために、村瀬議員さんが最初におっしゃいましたけれども、何のために人事評価しているんだと、それはやっぱり同じ方向で村民のためにベクトルを同じにして、そういうふうにしていろんなプロとしてのですね、力量を高めたりですね、そういう意識を高めたり、というような部分もありますので、勤務評価についてはですね、ちょっとこれについてはですね、よくよく考えてですね、検討していかなければいけないのではないかっていうふうに、私自身とは考えています。ただ人事評価っていう名前ではありますけれども、先ほど言いましたようにPDCAサイクルですか、計画をして実行して反省をしてそして新たなアクションや計画を起こしていく、そのところをですね、大事にしたいと思いますし、例えですね、結果が悪くてもっていうことはありませんけれども、やっぱり私は職員ของですね、そういう取り組みのですね、結果も大事です、もちろん大事です。プロセスもしっかり見てあげてですね、評価もしてあげなければいけないのかなっていうふうなことを思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

村政執行方針の中に、村民の豊かな創造性と社会経験が村づくりに十分生かされるよう、行政と住民のそれぞれの責任を果たしてともに考え、ともに村づくりを進めるとあります。まさに先ほども村長、説明ありましたけれど、行政の責任とは、職員の資質の向上であり、それがともに考える村づくり、とはまた住民参画の村づくりというふう

に私は理解してございます。そこで更別村が自立してやっていくためには、繰り返しになりますけれど、職員一人ひとりがプランナーでなければならない、まさに人事評価をきちっとやっていただきたいと思っています。それで、この財政、更別村の非常に厳しい財政の中ではですね、住民と行政がやはり協働でやっていかなきゃならないっていうことで、ずっと来てございます。そのためには、まさに住民参画、ここが抜けているとなかなか上手くいかないんじゃないかっていうふうに私も思っています。そこで、村長の説明もございましたけれど、大変前向きに捉えているようでございます。そしてまた、職員が出来るだけ出向くということが非常に重要ということで、とても安心しました。ただ、時間をかけて研究したいということですが、できれば4年の限られた任期がでございます。これを越してはですね、なかなか西山村長のですね、思いが伝わらないかもしれません。せめてですね、そのぐらいで方向付けぐらいの話にはならないかと、出来れば条例化に向けて頑張ってもらいたいんですけど、それについてお答えいただきたいと思います。

議 長
村 長

西山村長

今、条例等のね、策定に向けていうことですが、時間をかけてっていうことは、そんな長いスパンとは考えておりません。速やかにですね、研究検討してですね、やっていきたいというふうに思っています。以上でございます。

議 長
6 番村瀬議員

村瀬さん、次の質問にうつってください。

それでは、2つ目に質問いたします。始めにこの度の西山村長の下で、新教育長が誕生されました。荻原教育長を迎えましては、持ち前の笑顔、私はとても好きでですね、まさにこの笑顔です、いかにこの教育行政に活躍できるか期待しているところでございます。こどもは宝、未来に羽ばたく財産だと思ってございます。成人は更別村を担う財産、そしてお年寄り、更別村を築いた知恵を持った財産だと思ってます。こういった財産をどう育てて、活かしていくかが、まさに教育であろうかというふうに私は考えてございます。西山村長のマニフェストの中ではですね、教育という字がなぜか出てございませんでしたが、子育てや高齢者などの福祉面でいろいろ謳われていました。私は村づくりは、人づくりであろうというふうに思ってます。そこで、本論にさせていただきますが、心の豊かさは社会教育からと題しまして、文化というものをどういうふうに定義づけるかは非常に難しいところでございますけれど、文化の意味の1つには、人が生活する水準の高まっている状態、というふうに謳われています。村民憲章にも、教養を高め美しい文化の村をつくりましょう、とあります。また教育目標では、郷土の豊かな自然、歴史、文化を知り、平和で活力に満ちた村をつくりましょう、となってます。これを私なりに解釈しま

議 長
教 育 長

すと、きちんとした美しい生活の高い村、また教育目標では誇りを持って平和で活力に満ちた村をつくろう、ということに理解してございます。そこで社会教育に係る概念としまして、生涯学習、生涯教育があると思いますが、自らの自分の手段で、方法を選んで、生涯を行う学習、そしてまた文化とは、理想を実現していく精神の活動として、以下の質問をさせていただきます。1点目は、更別村の文化そして文化の活動をどのように捉えているのか、2つ目として、郷土芸能の認知度とそれを継承する仕組みが出来ているんでしょうか、3つ目としまして末広学級生は卒業されて村民の財産として活用できないのか、4つ目として、少しこれは問題とずれていますけれど、文化活動の拠点施設であります農村環境改善センターにある教育長のこの部屋が本当に必要な理由を教えていただきたい。いずれにしても、教育委員会制度の改革に伴いまして、教育長の責任は明確になり、また重たくもなりました。学校教育はもとよりでございますが、社会教育につきましても大いに期待するものでございます。荻原教育長のご意見を伺いたいと思います。

荻原教育長

ただ今、村瀬議員からご質問のありました心の豊かさは社会教育から、について私の考えを述べさせていただきたいというふうに思います。お話をさせていただく前にですね、ただ今質問の冒頭で、私に対して身に余るようなお褒めの言葉をいただきました。そのお褒めの言葉ですね、私の胸にしっかりと締めまして、これからの教育長としての業務、まい進してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。また一般質問に対する答弁、今回、私初めてやるものですから、いろいろお聞き苦しい点とか、ご迷惑かけるとは思いますけれどもよろしく願いしたいというふうに思います。

まずご質問の1点目でございます。更別村の文化、そして文化の活動をどのように捉えているのかについてでございます。私も調べましたところ、文化の意味の1つに、人が生活する水準の高まっている状態という説明がございました。私は、4年前、東日本大震災の発生時に、東松島市の教育委員会の方へ、学校施設の復興応援へ行っております。その中でですね、食べるものもなく、着るものもなく、寝るところもないという、まさにですね、生活水準が最低な状態の中では、教育委員会の職員の皆さんも、他の復興部署に回されてですね、社会教育活動もほとんど行うことができない、そういう実態を目の当たりにしておりました。今思いますと、まさに文化と生活水準は直結しているものだな、というものを改めて感じているところでございます。本村につきましては、基幹産業であります農業や関連産業が消費税の増税や電気料の値上げ、大幅な値上げなんですけども、またはTPP問題など様々な問題を抱えておりますけれども、関係者皆様方のご努力

によりまして、安定した経営が成されていると思っております。生活水準も管内では決して低い方にはなっていないと考えております。活発な文化活動を推進出来る地場はあるものと確信しております。現在のような情報化社会の中で、村民の皆様が求める文化活動につきましては、多岐にわたるものと考えております。このため、現在の状況に満足することなく、多くの皆様方の声を聞きまして、活動しやすい環境を整えまして、美しい文化の村をつくるために必要な支援を続けてまいりたいというふうに考えております。次に郷土芸能の認知度と継承する仕組みがなされているか、についてのお話をさせていただきたいというふうに思います。本村の郷土芸能につきましては、郷土意識の高揚と芸術、文化の振興を図るため、昭和 61 年 4 月に教育委員会が郷土芸能の発掘、創造に向けての地域実態調査を行いまして、この調査に基づきまして、同年 11 月に郷土芸能専門委員会が設置されまして、本格的な検討がなされております。検討の結果、継承する郷土芸能といたしまして、スッチョイサ、創造する郷土芸能として太鼓を選択したものでございます。スッチョイサ踊りにつきましては、昭和 20 年台に勢雄、平和、旭、各地区などで、豊年祈願として受け継がれてきたもので、石川県からの開拓民が伝えた踊りが更別に根付く中で変化した独自のものと考えられております。昭和 62 年 11 月に文化庁に村の郷土芸能として登録されることとなっております。スッチョイサ踊りにつきましては、保存会では後継者の育成に非常に苦慮しておりますが、現在ではですね、通学学習中の小学生やこども交流の参加児童に対しまして踊りを伝授するなどして、踊りの保存にご尽力いただいているところでございます。また太鼓につきましては、活動母体となります更別かしわ太鼓保存会が平成 3 年度に結成されまして、平成 11 年度には第 48 回全国青年大会創作芸能の部におきまして、全国優勝をするなど、現在に至るまで活発な活動が続けられております。さらに保存会とは別に、平成 6 年度には少年部が結成されまして、保存会会員の熱心な指導によりまして、成長した子どもたちが現在では保存会会員として活躍しておりまして、文字通り郷土芸能の伝承がなされているところでございます。本村の郷土芸能については、いずれも関係者のご尽力によりまして、現在まですばらしい活動実績を残しております。今日まで歴史を刻んできました更別の文化が消滅することないように、引き続き支援は続けてまいりたいというふうに考えてございます。次に末広学級生を卒業させ、卒業生は村民の財産とならないか、という部分についてお話をさせていただきたいというふうに思います。末広学級の開設の趣旨につきましては、更別村の高齢者が健康で明るく生きがいのある日々を送るため、学習や、学習を通して仲間づくりの中から心身の安定を図り、社会の一員としての自覚を深めることとしております。私も過去に末広学級の担当職員として事業を進

めてきたことがあります。やはり在籍する皆様は、学ぶ楽しみを通してですね、多くの仲間と交流を深めることを楽しみにしております。末広学級の果たしている役割につきましては、大変大きなものがございます。非常にそれは肌で感じております。高齢者が健康である限り、また学習意欲が続く限り、生涯現役の制度として活躍していただき、活動に参加可能な状態で卒業をこちらから示すことは、生きがい対策の上からも控えていきたいというふうに考えてございます。また豊富な知識と経験を持ちますご高齢の方々につきましては、言うまでもなく本村の財産でございます。学級生の方々にはこれまでも小学校から依頼を受けまして、戦争体験の話をしていただくなど、様々な活動にご協力をいただいております。今後も学級生の方々と協議を進めまして、可能な範囲で子どもたちとの関わりを検討してまいりたいというふうに考えてございます。最後に、文化の拠点施設であります農村改善センターにいます教育長室の必要性について、お話をさせていただきます。今回行われました改善センターの改修工事につきましては、平成 25 年度から平成 26 年度の 2 か年で実施されております。主な改修内容につきましては、図書室の利便性の向上を図るための改修工事、利用者からかねて指摘のありました防寒対策工事、それと外壁塗装工事に合わせましたホール等の増改築工事でございます。この 2 か年の事業費が総額 1 億円を超えることもございまして、総合計画にも事業概要を掲載いたしまして、行政区懇談会等でも住民の皆様にご説明をさせていただきました。また昨年 3 月の定例会の新年度予算の中でも教育長室の設置に係る説明はさせていただいたところでございます。ご質問にあります教育長室の必要性につきましては、教育長を特別扱いするスペースというふうに考えるのであれば、私自身は常に村民の皆さんとの触れ合い、関わりを 1 番に考えておりますので、であれば必要はないというふうに考えております。しかしながら、この 1 か月間、教育長の業務執行してまいりました中で、他の職員に聞かれてはならない守秘業務がですね、頻繁にあったということがございます。そういう意味での執務室の必要性は高いと考えております。また教育委員会事務室が多様化する業務によりまして手狭になりまして、今回軒下への増築により広げることとなりましたけれども、構造上ですね、既設の壁に開口部を作ることが制限されまして、現在のような個室のスペースしか作れなかったこともご理解いただければなというふうに考えております。いずれにしても、新しくできました教育長室につきましては、増築により設置されたため、議員ご指摘の通りですね、奥まった入りにくい部分にございますけれども、決して教育長室の特権的なスペースではございませんので、どなたでも訪問していただきたい場所でございます。今回こういう形で質問いただきましたので、説明不足、設置に対する説明不足という部分も、私感じ

ております。この後はですね、その必要性を含めて、行政懇談会などで住民の皆様にご説明申し上げてご理解していただくように努めてまいりたいというふうに考えております。以上で、質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

議長
6 番村瀬議員

6 番 村瀬さん

それではちょっと再質問させていただきます。教育行政報告の中でですね、文化関係につきましては、文化協会の活動、総合文化祭の支援、発表の場を確保、新たなサークル活動の誕生を促す、文化活動の育成、助成を図る、としています。これはですね、8年前の行政報告とほとんど変わっていない。っていうのは、たまたま私がいたからってということもありますけど、変わってない。それで強いて言いますと、文化協会の軸が少し変わって弱くなっています。文化活動が弱体化しているってことは、1 番教育委員会がご存知なことで私は思っています。そこでですね、文化活動の推進できる地場があるということ、教育委員会は確認しているのですから、それは誰の問題なのかということになりますと、我々住民の問題なのか、それとも何かあれば言ってくるからそれまで待ってればいいんじゃないかというような、ちょっとした短絡的なものの考え方をしてるような気がしてならないんです。いずれにしてもですね、文化活動と比べてスポーツ関係につきましては非常に高い評価を、またこの行政報告はしてございます。これも変わってございません。もしですね、そのことが厳然としてあるのであれば、予算の配分のあり方をまずね、検討してもいいのかもしれない、というふうな考え方もございますが、助成金を出せば確かに村の文化は他の町村に比べて多いってことも、私も知ってます。ですがそれだけではなかなか裾野まで広がらないっていう実態を含めてですね、今言ったように、予算等もありますけれど、もうちょっとこう、委員会が主体的、積極的に関わっていく、例えば絵画展だとか音楽祭を自前でやるだとか、または音楽だとか演劇の公演をするだとか、そういったものをですね、広くやることによって、広く更別の文化の裾野が広がるのではないかと思っています。そうすれば、私の持論でございますけど、人間が優しくなって思いやりができて、それで心が豊かになるというような社会ができるんじゃないかと思っています。そこでですね、委員会にちょっとお尋ねしますけれど、今社会教育の担当者、また社会教育指導員の業務、これについてですね、少し詳しく教えていただきたいと思いますと思っています。

議長
教 育 長

荻原教育長

まず指導員の部分のご説明をさせていただきたいというふうに思います。本村の社会教育指導員につきましては、規則がございます。規則につきましては、社会教育に関する直接指導及び学習相談を行うことがまず1 点目です。2 点目につきましては、社会教育団体の育成等

を行うということでございます。この両方の業務の事務の内ですね、特定の事務を担当するというところでございます。現在の指導員につきましては、本村、社会教育指導員1名おります。勤務につきましては週4日勤務していただいておりますけれども、主な勤務内容につきましては、末広学級の事務局に関わる事務と、2点目につきましては、総合誌さらべつの編集に係る事務ということでございます。それから社会教育指導員につきましては、一応条件がございまして、教育一般に関して豊かな見識を有し、かつ社会教育に関する指導技術を有する者の中から、委員会が認定するということになっております。議員もご存じのとおり、これまで担当された方はですね、だいたい退職校長の方が多いということになっております。現在勤務していただいている方につきましては、教育委員会の職員としてですね、非常に勤務年数が長いということと、併せて少年団活動もですね、非常に活発にやられた方ということで、先ほどのですね、該当する職員にはきちんとはまった方だというふうに判断しております。業務の内容なんですけれども、当然社会教育指導員ということで、業務はしていただきますけれども、もしいなければ別な担当者、たとえばその教育委員会の職員がやらなくちゃいけないという部分がございます。その中で、専門的にやっていただくということで、この2つの業務については、かなり深くやっていただけているのが非常に成果かなというふうに考えております。いずれにしましても、今回のこの2つ担当していただいております業務につきましては、なかなか100%まで業務できるっていうところまで、なかなかいかないところがありますけれども、100%に近い状況までですね、がんばってやっていただけるっていう部分につきましては、非常に成果があるかなというふうに思っております。あと、社会教育委員の担当職員の関係だったと思うんですけども、担当職員につきましては現在3名が担当しております。それで、体育も含めてですね、社会教育全般について、1名は社会教育主事なんですけれども、業務を担当していただいております。その中で、先ほどの文化協会の、非常に後継者不足ですとか、加盟する方が少なくなっている部分についてもですね、ご指摘のとおり社会教育中期計画の中では問題としております。これまでの経緯の中でではですね、例えばその、総合誌さらべつの中で、文化協会のサークル紹介をしてみたり、そんな形でなんとか協会が盛り返さないかというような形での取り組みがしているところでございます。併せて、現在夢民講座もやっておりますけれども、夢民講座の方々がなかなか、夢民講座から自主サークルとして活動されているんですけども、なかなか文化協会の方に入られないっていう部分がございます。文化協会に入ればですね、様々なメリットもあると思うんですけども、私考えるに、そういう方で自主サークルで活動される方につきましては、やっぱり組織化をしてですね、た

議長
6 番村瀬議員

たとえば事務局長ですとか、会長職になるということが、かえって負担になって、私の考えですけども、負担になって、なかなか協会に入っていないのかなっていう思いもあります。ただ文化協会に入ることに対するメリットについては、これから日々説明していかなければならないと思いますので、担当職員とですね、協議をしながらですね、その辺の話については説明させていただきたいというふうに思っております。以上です。

6 番 村瀬さん

今、教育長の説明があつたようにですね、確かに非常に難しい問題と、私も敢えてここで整備する意味で、させていただきました。担当者もそれなりに苦慮しているんだなということも重々わかって、敢えてさせていただきました。がんばっていただきたいということになるんですが、末広学級をですね、そのためには大きなファクターになってくる、要するに文化活動できる人たちがたくさんいる、だから卒業させて欲しい、と僕は思っているんですよ。ここはちょっと質問をすり抜けてですね、ちょっと教育長室のことで最後質問させていただきますが、皮肉っぽくなりますけれどですね、教育長が特別職であるということの中から、偉いということも変なんですけれど、そのために必要だっていうなら、まあちょっとう、わからない、意味わからないとしても、まあ必要なのかなと思わざるを得ませんね。ところがですね、今協働の社会だとかいろんなところで住民と接点だとか、要するにどうやってセッティングさせるかっていうことが、非常に行政としては難しいと思うんですよ。そこを敢えて造っていくということについて、私はいかがなものかなっていうふうに、やっぱり思っています。それと、頻繁に守秘義務の相談等があると言いますけれど、実態としてそんなに頻繁にあるんですか、その頻繁にあるかっていうそのへんのところとですね、今仰るような、教育長は新しく選任されたから、もうすぐできる改革だと私は思ってるんですよ。その気、あるかないか、そのことについてご質問させていただきます。

議長
教 育 長

荻原教育長

ただ今の、頻繁にあるかというご質問でございます。私が教育長になってから、あつた業務としては、教職員の評価の関係、それから教科書の選択に関わる協議などがございました。私、それを知らないでですね、電話のやり取りをしていると、次長が気を使ってドアを閉めてもらうとか、そういうようなことは確かにございました。今言われたとおりですね、確かに議員の言われることはわかります。私もですね、まだ教育長になって1か月で、本当に教育長の、教育長室の必要性について説明するには、まだまだ説明力不足かなっていうふうに思っております。この議会開会中にですね、教育長部会がございました。私、その辺がよくわからなかったもんですから、先輩、他町村のです

6 番村瀬議員
議 長
2 番太田議員

ね、先輩教育長さんにいろいろお話を聞いてまいりました。その中で
ですね、やはり言われるのは、局とのやり取りが結構あると、これか
らありますよ、ということでもうそういうスペースがあるのであれば、
それを有効に使った方がいいっていうようなアドバイスは受けており
ます。これは非公式のお話だったんですけども、そういう話があっ
たもんですから、その今の協働の中で、孤立したようなスペースって
言われますと、確かにその辺は改善していかなければならないと思
います。そういう部分含めてですね、教育長室については、本当に説明
していかなければならないと思いますので、先ほども言いましたけれ
ども、行政懇談会などではその必要性について説明してですね、理解
を求めていきたいというふうに思っております。以上です。

以上で終わらせていただきます。

2 番 太田さん

通告にしたがいまして、質問させていただきます。質問事項は、グ
ローバル化が進む中で、子どもたちと更別村について。質問内容です
が、昨今、グローバル化が進む中で、更別村はより充実した英語教育、
国際交流員から外国語指導助手 A L T による授業へ移行し、授業内容
がより専門的、より充実した処置をとっています。学校教育として、
英語に慣れる、身近に感じるという観点からは必要なことだと思いま
すし、学習意識の向上、他文化を取り入れたこととしても良い方法だ
と考えています。社会教育においても、よちよち英会話、イージー英
会話教室と外国語指導助手 A L T を活用した英語に対して、より実践
的な英会話を体験出来るように工夫していると思いますが、今後ま
すグローバル化が進む中で、英会話はさらに重要になってくると思
います。英語運用能力に必要なことは、リーディング、リスニング、
スピーキング、ライティングとバランスよく勉強し、使うこと。文法
知識イコール英語が話せるというわけではないと思いますが、現状の
処置で今の子どもたちが大人になっていく中、グローバル化に対応し
たレベルの英語を身につけていくことができると思いますか。より充
実した英語教育のために、今後どのようなビジョンをお持ちか、教育
長にお尋ねします。よろしくお願いします。

議 長
教 育 長

荻原教育長

ただ今、太田議員のご質問のグローバル化が進む中での子どもたち
と更別について、お答え申し上げたいと思います。議員ご質問のグ
ローバル化につきましては、ビジネスの国際化、インターネット、電話
などによります情報伝達、増加する海外旅行、観光等の分野で、近年
急速に進んでおりまして、本村としてもその対応につきましては、真
剣に取り組んでいかなければならない施策の 1 つであると、私も考え
ております。グローバルな人材育成に必要とされます、小中学校にお
きます英語教育などの学習内容につきましては、文部科学省が定めま

す学習指導要領に基づいて行わなければなりません、この学習指導要領が全面改正されたことによりまして、平成 23 年度から小学校 5、6 年生で英語を中心とした外国語活動が必修化されまして、平成 24 年度からは中学校で、聞く話す読む書く力を総合的に育成するために、外国語の授業時数が増加することとなりました。そのため、更別村では外国語活動の充実と国際理解教育推進のため、国際交流事業から国際語、外国語推進事業へと切り替え、外国語指導助手 A L T でございますけれども、平成 24 年度から配置しているところでございます。太田議員ご指摘のグローバル化に対応したレベルの英語を身につけているか、いけるか、のこの点につきましてでございますけれども、限られた授業の中で行われる学習内容であるため、現状では厳しいことであると考えております。文部科学省においても、平成 25 年にグローバル化した対応、英語教育改革実施計画を公表してございます。また併せて進めております。平成 26 年度は高校 3 年生の英語力調査結果で、聞く話す読む書くの四技能すべてにおいて課題があることがわかりまして、本年の 6 月 5 日に生徒の英語力向上プランを公表いたしまして、小中高校を通じた改革のための取り組みが進められております。教育委員会といたしましても、グローバル化に対応した英語教育の重要性は十分認識しておりますので、道から示されます英語教育改善プランに基づきまして、より一層の英語教育の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。なお、更別、上更別両幼稚園では、5 歳児を対象に月 1 回程度ではございますけれども、外国語指導助手 A L T によります交流活動を行っております。幼児期の外国語活動について、より充実した交流活動となるよう、内容を十分に検討し、子どもたちが自然に英会話と触れることができる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。より充実した英語教育のためには、外国人との交流などによりまして、聞く話すを中心に英語を使ってコミュニケーションすることの楽しさを知ると共に、英語や文化に慣れ親しむことが必要となってくるので、英会話教室、国際交流事業など、社会教育分野で行われている事業についても、より充実した内容となるよう工夫して取り進めさせていただきたい、というふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議長
2 番太田議員

2 番 太田さん

小中学校における学校教育では、文部科学省で定める学校指導要領に基づいて行わなければならない、という観点から、学習授業でさらに英語を取り入れるということは、限られた時間の中では難しいということは理解しました。しかしながら、英語力において課題があるのは、文部科学省の調査によって判明しているのは事実で、英語教育の充実は先送りにしてはならない改革だと思います。教育委員会としても、道教育委員会から示される英語教育改善プランに基づいて、充実

を図るということです。英語改善プランの中にもあるように、目的はグローバル化に対応した人材育成ということですが、グローバル化に対応した人材とはどのようなことでしょうか。私が思いますに、今までの学習は、インプット学習に特化したもの、テスト勉強、今では英検などでスピーキングも徐々に入れたテストも活用されていますが、今のところ文法知識に特化した教育がなされていると思います。現実には、外国人が文章で書いたことならば、勤勉な日本人であればそれを理解することは、会話から理解することよりも簡単にできてしまっていると思います。外国人と話しても理解できないことが、文章で書いてしまうことによって理解度が上がっているというのが現状です。外国人は、日本人と対話した時、日本人のことをシャイと言います。日本人のイメージはシャイなんです。シャイとは、内気で恥ずかしがり屋である様です。本当に日本人はシャイでしょうか。本当は私が思うには、慎ましいという言葉の方が適語だと思っております。日本人は、助けあう心、謙遜心、思いやりがあるのが美德とされている国であり、東日本大震災が起きた時は、外国の方からも絶賛されるほどです。そんな日本人が外国でその国の人と対話したときの印象は、シャイに変わってきてしまっている。その勘違いは、コミュニケーション能力の不足であるのではないのでしょうか。私は日本人にとってのグローバル化とはイコール、コミュニケーション能力の向上ではないかと考えます。グローバル化に対応した変化というのは、読む聞く話す聞く、徐々に向上させてはいけないということもありますが、今の学習にさらにプラスされたコミュニケーション能力の向上ではないのでしょうか。必要とされていることはインプット学習からアウトプット学習の充実、教科がグローバル化に対応した形であると考えます。グローバル化イコールコミュニケーション能力の向上が、学習指導要領に基づく限られた時間の中では難しいということであれば、幼稚園教育、保育園の遊びから、村独自のグローバル化に対応したコミュニケーション能力の向上を図ろうとする狙いはどうでしょうか。更別、上更別幼稚園では5歳児を対象に月1回程度の外国人指導助手ALTを活用した活動を行っているが、もっと早い段階、年少児などからたくさんの英語に触れることは可能か、グローバル化に対応したコミュニケーション能力と幼児教育について考えをお聞かせ下さい。

議長
教育長

荻原教育長

まず、幼児の英語教育といいますか、英会話といいますか、いかに慣れるかっていうことでございます。先ほどもお話をさせていただきましたけれども、幼児のそのへんのコミュニケーション能力を図るっていうことは確かに重要なことだというふうに思います。私はですね、幼児期につきましては、人間形成の本当に基礎になる部分をつくる1番大切な時期かというふうにも思っております。やはり遊びですとか、

生活を通じて、情緒能力の発達、それから運動能力の発達、それから知的の発達、それと社会性、これをですね、まず学んでいかなければならないのが、幼児教育なのかなというふうに思っております。この4つのですね能力を、子どもたちは遊びや生活を通じて覚えていくと、まずこれが第1重点課題かなというふうに私は思っております。その上でですね、今議員が申されましたコミュニケーション能力、英語に関わるコミュニケーション能力を持つのが適切ではないのかなというふうに考えております。いずれにしても、幼児時期の1番大切、1番覚えなければならない部分については、幼稚園教育の中でやっていかなければなりません。それをふまえてですね、英語教育ということで、その部分につきましては当然関連機関とですね、協議して進めていかなければならないかなというふうに思っております。今後につきましては、その内容で進めていかせてもらいたいというふうに思っております。それとあと、中学校の限られた学習時間の中で、いかに英語によるコミュニケーション能力をつくるかっていうことなんですけれども、これは私逃げるわけじゃないんですが、やはりですね、限られた学校の授業の中でできない部分については、家庭の協力が必要かなというふうにも思っております。それは何かっていうと、英語塾に通うとかそういうことではなくてですね、例えば外国のですね、映画を観るとか、歌を聞くとか、外国の歴史を教えるとか、そういうような部分からですね、英語に興味を持ってもらって、家庭の中でですね、グローバル化に関わるかわりをもっていただければなっているというふうに思っております。これは決して逃げてるわけではございませんので、そういう部分に関わるですね、家庭の学習的な部分については、社会教育の中でいかに子どもたちをグローバル化の中で成長させていくかっていう部分について、色々なことを事業ですね、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長
2番太田議員

2番 太田さん

幼児期では人間形成、発達、社会性などが必要とされている、とのことのお答えでした。がしかし、その人間形成、発達、社会性などは決して英語を取り入れたからといって、形成できない、幼児期の発達教育に関して問題がある、というふうに私は考えていません。むしろいろんなことを幼児、小さい子どもの、頭の柔軟性というのは本当、私達の想像をはるかに超えるものでありますし、そういったことを例にとっても、更別の幼児教育に関しては変化していけるものだと思っております。更別村は東松島と交流していますが、同じ宮城にある私立の明泉幼稚園というところは、英語に特化した教育をしています。で、そこで年少で入園した子どもは、年長時には外国人に臆することなく、英語を使い、会話し、コミュニケーションを取ることができる、やはりこういった面からも、明泉幼稚園の詳しい内容などについては、視

察も含め、まだまだ学んでいかなきゃならない課題ではありますが、そういったことを例にとっても、幼児の可能性、頭の柔軟性は、私の想像をはるかに超えるものであるものだと感じております。小中学生一般に関しまして、コミュニケーション能力、英語力に関しては家庭でも必要なこと、という答弁ございましたが、私もそのように感じます。コミュニケーション向上の課題やその雇用に関しても、今のALTの専門性の高い人から国際交流員、一般住民の活用、常勤活用も視野にいれていくことが、幼児教育のみならず社会教育としても英会話、国際交流事業など、小中学生や一般住民に対して充実した形になるのではないのでしょうか。グローバルの視点から社会教育もグローバルイコールコミュニケーション能力に着目し、図書館の本は英語で使って借りる、っていうのは職員を英語の堪能な人もしくは外国人にしてしまっ、英語を使って簡単に本を借りることなんて、限られた単語しかないと思いますし、慣れてしまえば臆することなく使える一步だと思うんです。で、そういうことをして使って借りること、そこでの英語体験、読み聞かせを英語で行ったり、英語でクッキング、英語を使った運動、遊びなど、村独自の英語の憩いがグローバル化に対応した英語教育、社会教育になるのではないのでしょうか。社会教育からも幼児教育からも、英語教育の更別の魅力を発信し続けることができれば、特色ある英語教育をしている更別、上更別幼稚園に行かせたい親が増え、若者の更別移住、定住を促し、村長が掲げます住みたい、住み続けたい村になっていくものだと思っております。その人材が、村を豊かにし、高齢化社会を支える、若者が高齢化を支える理想的なピラミッドができるというふうにも思っております。教育面からグローバル化に対応した変化の結果が地方創生に繋がる取り組みになってくると思っているのですが、教育から見た更別村の創生、今話した社会教育について、結びつくことや課題があればお話を伺いたいというのと、それぐらいの本当にグローバルに関して、英語、コミュニケーション能力というものは、それぐらいニーズがある、必要とされていることだと思っておりますので、お話お聞かせください。

議 長
教 育 長

萩原教育長

ただ今お話を聞いておりまして、確かにですね、インターネットで調べましても、幼児の時から英語教育をされているところは多いようでございます。私もですね、それは確かにそうだなというふうに思っております。教育委員会としましてもですね、とにかく学校教育につきましては、先ほど言いましたとおり学習指導要領に基づいてやるということで、厳しい面がございますけれども、その分につきましては各家庭で協力をしていただくと。逆にその家庭のバックアップにつきましては、教育委員会で行うというような形でやっていきたいというふうに思っております。幼児の方につきましてはですね、これ本当

6 番太田議員

に、あの本当に人間形成の基礎をつくられる大事な時でございます。よそのですね、状況も聞きながら、これからの検討課題として進めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長
議 長

ありがとうございました。是非ともグローバル化に対応した村づくりを、総合戦略の中からも推し進めていただきたいと思います。今後良い意見を話しあって、課題を見つけ、お互い切磋琢磨していきたいと思いますので、よろしくお願いします。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第5、議員の派遣の件を議題といたします。

7月7日から8日にかけて、札幌市で開催をされる北海道町村議会議員研修会に全議員を、7月23日に帯広市で開催される新任議員研修会に安村さん、太田さん、織田さん、上田さん、村瀬さんを、8月18日から19日にかけて、札幌市で開催される議会広報研修会に議会運営委員会委員5人と私松橋を、8月20日から21日にかけて、札幌市で開催をされる新人議員のための議員活動基本講座に安村さんを派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、7月7日から8日にかけて、札幌市で開催をされる北海道町村議会議員研修会に全議員を、7月23日に帯広市で開催される新任議員研修会に安村さん、太田さん、織田さん、上田さん、村瀬さんを、8月18日から19日にかけて、札幌市で開催をされる議会広報研修会に議会運営委員会委員5人と私松橋を、8月20日から21日にかけて、札幌市で開催をされる新人議員のための議員活動基本講座に安村さんを派遣することに決定をいたしました。

議 長

日程第6、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は、農作物の作況について、2つ目、酪農・畜産の現状と振興について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査をしたい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

議

長

た。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定をいたしました。

これにて平成27年第2回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(20時00分)